

第60回 佐用町議会〔定例〕会議録（第3日）

平成26年6月17日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（石黒永剛君） おはようございます。

早朝よりおそろいでご出席を賜り、誠に御苦勞様でございます。

本日17日、明18日は、議員の通告による一般質問であります。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、2名の傍聴の申し込みがありました。庁舎増築のため臨時の傍聴席となっておりますが、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを、遵守いただくようお願いしておきます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（石黒永剛君） 日程第1は、一般質問であります。8名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

まず、7番、岡本義次君の発言を許可します。岡本義次君。

〔7番 岡本義次君 登壇〕

3番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。7番議席、岡本義次でございます。

日本のですね、西暦で言えば2014年ということでございますけれど、脈々と悠々と流れてきた、その米づくり、何も植えられてない田んぼや、草が生えていた田んぼに水を入れられ、代掻きもされ、苗を植えられた、その苗が、一日一日と成長していく様は、本当にすばらしいものだと思っております。

大きな台風や水害もなく、秋にはたわわに実って、豊作であることを願っております。

本日は、3件の一般質問をさせていただきます。

1件につきましては、佐用町が元気になるためには何をなすべきかということが1件。

そして、議員席からは、学校給食に地元の物をどれだけ使用しているのかというものと、三つ目のお墓、墓地についての3件をさせていただきます。

2件、3件については、議員席からいたします。

まず、最初に佐用町が元気になるためには何をなすべきかということで、佐用町は、ひとまち 自然がきらめく共生の郷佐用とうたわれています。

しかし、今、佐用町におかれている状態は、毎月の町広報を見ていただいたら分かるように、生まれてくる子供は4人から5人であり、亡くなる方は、20人から30人と、ドンドンと人口減少が起きております。

何もせず、このままであれば、空き家が増え、消滅の村が今後10年で、あちらにもこちらにも、出てくるのではないかと思います。

坂道を転んで落ちているような状態でありますので、町も議員も、もつともつと危機感を持ち対処しないと、町は消滅してしまうのではないのでしょうか。

この危機的な状態を今後、どのようにしていくのか、次のことを町長に伺います。

一つ、まず、町長はこのような、危機的な状態をどのように思いますか。

一つ、そのためには、何をなすべきなのか

一つ、若者が学校を出ると雇用の場がなく、街へ出てしまい、雇用の場を確保するために、町当局としてどのような、手立てをしていますか。

一つ、若者を残れるようにしないと、子供の数は更に減り、保育園や小中学校の統合が加速されてくると思いますがどうですか。

一つ、街へ出て、生活していくのも大変であり、田舎に帰り、農業で頑張る若者を、先日、佐用チャンネルで見ましたが、こういう若者がさらに増えていく手立てを、町としては考えておりますか。

一つ、町が元気になるために、街や都市との交流で、すばらしい自然や、健康を兼ねて親子連れに来てもらい、健康食品や山歩き、石井のサンショウウオの探索や、魚や、季節おりりの花や食べ物の工夫をもって交流や町以外の人に来ていただく手立ては考えていますか。

この場での質問といたします。

議長（石黒永剛君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

この本議会での一般質問、8名の方、議員の皆さんから質問の通告をいただいております。初めての議員の方もいらっしゃいますけれども、それぞれ、私なりに精一杯答弁をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、初めに、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐用町が元気になるためには何をすべきかということで、6項目にわたって質問をいただいておりますけれども、まず、1点目の、このような危機的な状態をどのように思うか。また、2点目の、そのためには、何をすべきかということでもあります。全てにわたっての質問、趣旨は同じだというふうに思いますけれども、まず、そういう点について、まとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

戦後の高度経済成長時代から、日本の社会構造は、地方から都市へ進学や就職など、新しい生活の場を求める若者の都市への流出が続いてきました。さらに、国全体の人口が減少していることと、少子高齢化の進展で、山間部での過疎化が進み、最近での、いろいろなマスコミによる報道をされている将来予測でも、今後さらに急激に人口が減少をしていき、これから30年後ぐらいには、8,000万台に日本の人口になるのではないかとというふうに言われております。

その中でも都市部への人口の集中は、さらに進み、地方の中山間地域の自治体は、存続すら危ういというふうな報道もされておまして、佐用町もその中の一つのまちでございます。

そのためにも、どうするか。非常に難しい、特効薬はない状況ではありますが、まずは、危機感を持って、そういう状況になる。日本の社会は変わっていくということを踏まえて、その対策、まちづくりに努力を続けていくしかないというふうに、その必要があるというふうに考えております。

これまでも、過疎対策につきましては、国においても自治体の根幹にかかわる重要な課題であるとして、国においても過疎対策法が昭和40年代に制定をされて以来、大きな財源も投入されてきたところであります。

佐用町におきましても、そうした国の政策、国の財源を活用しながら、様々な過疎対策を実施してまいっております。

ただ、人が、この地域に住み続ける、そのために求められる条件というのは、まず、生活を支える安定した収入が得られる、そうした場があること。また、安全・安心な生活ができること。そのためには、医療や福祉が、まず安心して受けられる。充実していること。そして、教育、子供たちを育てる教育がしっかりとできること。

また、交通や交通機関、こうした便利な生活、現代における便利な生活が、やっぱりできること。

また、環境や、その衛生的な面で整っており、快適な生活ができるという条件が整っていること。

また、情報通信、現在のいろんな情報が即座にしっかりと受け、また、発信ができる。

そういう要件が必要であると思っております。

そのために佐用町におきましても、そういう点において、これまで長年にわたって整備を行い充実をしてきたところでありまして、佐用町におきまして、そういう点におきましては、他の過疎地域と言われる自治体と比べていただいても、決して遅れてはいないというふうに思っております。

さらに、きめ細かい施策を申しますと、若い人たちが、まず佐用町に住んでいただきやすくするために、長尾地内にある雇用促進住宅を買い取って、新婚世帯や子育て世帯、また町内の企業に勤める単身者の月額家賃を軽減する料金体系を設けて、町営の定住促進住宅として運営を行ったり、新婚世帯や子育て世帯が入居しやすくするために、町営住宅の入居に関する収入基準を見直し、運用を図ったりしております。

また、町内の独身男性と都市部の独身女性の出会いの場をつくりイベントを実施するなど、結婚を促進するための婚活事業などにも継続して取り組んでおります。

そのほか、さよう子育て支援センターを核として、町民相互で子育てを支え合うファミリーサポートセンター事業を実施し、子育て世代の側面的支援を図るほか、乳幼児医療の対象拡充や予防接種の補助による経済的支援など、多面的な支援策を講じ、子育て世帯にとっても、暮らしやすいまちづくりを推進をしてきたところでございます。

また、全町域的に光ファイバーを網敷設して、都市部に劣らない社会インフラを整備することで、若い世代の皆さんにとっても、生活のしやすい魅力あるまちづくりを進めてきたところでございます。

一方、農業の分野では、町単独のものや国等の制度を活用した施策を展開し、特産農作物の定着化と、担い手の育成に努めるほか、林業分野では、平成 25 年度、新たに佐用町森林資源活用計画を策定いたしました。今後は本計画に基づきながら、林業の新たな活路を模索し、林業の活性化と災害に強い森林づくりを進めてまいりたいと思っております。関連して、平成 25 年度に木材を活用した小規模な太陽光発電施設を上月地区に整備をし、さらに申山残土処分地には、本年度、同じく木材を活用したメガソーラー発電所を整備し、木材の新たな活用の普及を図るとともに、売電収入を新たな財源として、魅力あるまちづくりを展開したいと考えております。

以上のように、佐用町におきましては、概ね道路、上下水道、交通や情報といったインフラ整備はもとより魅力あるまちづくりを目指して、いろいろな施策をこれまで展開してきたところでございますが、他市町と同じように人口減少は社会的な大きな時代の流れの中で避けることはできない状況でございます。

人口が減少する中でも持続できる町を確立することこそが、議員ご指摘の危機的状況を打破することにほかならないものだと考えております。

持続するために、どのようなまちづくりに取り組んでいくかでございますが、平たく言

えば、生活がしやすく、住むことに喜びが持てる町の醸成にはほかないと思います。

そのためには、働く場の確保はもちろんですが、安心して子育てができる、安心・安全な環境、豊かな教育環境のほか、余暇を豊かに過ごすことができる生活環境などが整っていることが必要であります。

佐用町の雇用面における状況を言いますと、厳しい状況であることは、否めないものでありますが、福祉事業所など、多くの人材が必要とされるところにおきましては、人手不足の状況になっております。

安心して暮らせる町として、ドクターヘリなどの救急体制や大きな民間病院などもあり、都市部と比べることはできませんが、豊かな佐用町の自然環境などもあって、都市部の人たちのとっても、佐用町に住みたい、行ってみたいとの声も多くお聞きしております。

それと、今後、若い人たちが、子供たちが、佐用町に住んでいただくための、そういう町のいろんな面での整備を行っていくと同時に、やっぱり重要なのは、教育においてふるさとを愛する、自分たちの町を愛する、そういう心を育む教育が重要ではないかと思っております。

町内の、今、各地域づくり協議会では、地域の小学校などとともに、先人から引き継いできた地域の資源を生かした様々な活動が行われております。これらの活動は、特に子供たちにとって、これからもこの佐用町で暮らし、ふるさとを愛し生きていくための誇りの醸成に直結しているというふうに信じております。

今後も引き続き、あらゆる角度から、複合的に様々な施策を展開し、佐用町の住みやすさ、魅力にさらにみがきをかけ、佐用町に住むことに喜びが持てる町の創造を推進していかなければならないと考えております。

続いて3点目の若者の雇用の場を確保するための手立てについてという質問でございますが、就職状況において、佐用高校の25年度の卒業生の就職状況を見ますと、町内の企業からの求人は19社より合計29名ありました。そのうち最終的に9社に13人が就職をしており、企業側から見れば、人手不足の状況であります。

以前のように就職先がなくて、どんな雇用の場でもつくればよいという時代では、もうなくなっております。

若者が将来設計をし、安定した収入を得て、自分がやりたい仕事に就き、家庭を持ち、仕事以外の時間、余暇をいろいろな形で楽しみたい。そういうふうに思うのは、当然の希望であります。

そうした中で、雇用の場を確保することは、町としても重要な課題であると認識をしておりますけれども、若者のニーズを満たす、一人一人が望む雇用を、佐用町だけで確保することは難しいと考えております。

若者は、仕事があれば、それだけで満足できるものではありません。仕事以外の要素がいっぱいあります。全てそれを、佐用町で満たすということは、当然、できませんし、そのためには、今後、広域的な視野に立った佐用町のまちづくりを考えていく必要があるというふうに思っております。

昨日、全員協議会でも説明をさせていただきました姫路市を核とする地方中枢拠点都市構想なども、そうした手立ての方向の一つではないかというふうに考えております。

続いて、4点目の若者が残れるようにしないと、子どもの数が減り、保育園や小中学校の統合が加速されると思うがということですが、先ほども何度も申し上げておりますとおり、今後、若い人たちが佐用町でしっかりと生活をしていただくためには、あらゆる角度から生活しやすい要件を整えていく、若い世代の人たちにとっても魅力のあるまちづくりを推進し、そして、教育の面においても、ふるさとを愛し、ふるさとで、これから生活をしていこう、そういう教育、そういういろんな角度から努力をし、定住促進につな

げていくほかないというふうを考えております。

次に5点目の田舎に帰り、農業で頑張る若者を佐用チャンネルで見たが、若者がさらに増えていく手立てについて考えているかということですが、佐用町の現在の農業、そして今後の産業を考える時に、次の農業を受け継いでくれる若い人たちの就農、農業に意欲を持って農業に取り組んでいる若者を増やしていくということは非常に大事なことだと思っております。

しかし、若者が農業を中心に生活していくのは、なかなか現代の社会状況の中では難しい厳しい面もありますし、大規模な農業経営をしていくということであれば、ある程度、専業で農業に取り組んでいる若い人たち、多くの人に求めることはできませんが、そういう人たちを育てていくということを考えていく必要があると思います。

ただ、そういうことで、農業を中心とした産業によって、今後、佐用町の人口を、ドンドン増やしていくという、これはやはり難しいと言わざるを得ないと思います。

佐用町といたしましては、そのために国の新規就農・経営継承総合支援事業の活用によって、新規に就農する45歳未満の方を対象に、青年就農給付金の支給制度を設けており、就農前の研修期間や就農後、経営が軌道に乗るまでの間の所得を助成するなどの支援策を準備いたしております。また、金銭面以外にも、経営相談や栽培技術の指導などについても、兵庫県、兵庫西農協との連携によって支援を行い、新規就農者を支援する体制を整えております。

6点目についてであります、自然環境や健康づくり、花や食などを生かして町外の方々に来ていただける手立てということについての質問であります。

本町では、住民の皆様をはじめ、各事業所や各種団体の皆様、さらには観光協会、商工会等と行政との協力の中で、豊かな自然環境や食べ物など、地域の特性を観光資源として生かし、多くの皆様にお越しをいただいているところでございます。

豊かな自然環境の分野で、花は観光客を誘致する大きな魅力の一つでございます。春の訪れを告げるカタクリの花や桜に始まり、シャクナゲ、ルピナス、ショウブ、アジサイ、ひまわり等、町内各地に多くのそうした観光資源がございます。これらは観光協会作成のチラシや佐用花紀行の配布、ネットでのPR等を実施しており、入込客数は、年間数十万人に上ると見込んでおります。

また、南光自然観察村やモンキーパークを、年間2万人近くの方が利用されているほか、西はりま天文台公園では、年間6万2,000人を超える来場者があり、スターダストや観望会といったイベントの実施をはじめ、自然学校の受け入れも継続して行っているところでございます。

また、健康づくりの分野での観光客誘致は、町内ゴルフ場の利用者が年間15万人を超え、また、京阪神を中心とした青少年サッカークラブの笹ヶ丘荘利用者は約4,000人に上っております。そして、昨年度からは、休止をしていた奥海滝谷キャンプ場を大阪市青少年活動協会に貸与し、阪神地域の青少年やファミリーの学習・交流の場としての利用促進にも取り組んでおります。

さらに食の面では、各加工所・直売所によって、もち大豆味噌をはじめ、地元産のそばや豆腐、ひまわり製品等、地元の食材を活用した安全・安心で美味しい加工品の製造・販売が行われ、加工体験にも取り組んでいただいているところでございます。

また、商工会の鹿と地鶏の特産品化に向けた取り組みでは、ジビエ・食と観光のシンポジウムを共催するなど、新たな特産品開発・普及に加え、食と観光を結びつけるような取り組みを進めております。

現状におきましても、自然、花、健康、食など、本町の魅力を生かす中で、多くの町外の方々に佐用町に来ていただいているところでありますが、今後もより有効なPRと、新

たな取り組みについて、研究開発を続け、さらに多くの方にお越しいただけるよう努力をしてまいります。

最後になりますが、これまでの議会答弁でも何度も申し上げてきたところでございますが、実際に起きている少子高齢化や人口減少など、数値のみの減少を見ますと、非常に厳しく暗いイメージに捉えられる事象が続き、その状況を覆すことは、極めて厳しい社会状況であります。

そのため、佐用町を包む大きな圏域で考えていく必要があるというふうに、先ほども申し上げました。

今後は、西播磨圏域で社会インフラの整備や交通インフラの整備を進めるとともに、若者や子育て世代の支援、雇用対策、就農支援、観光振興など、多面的・複合的に様々な施策を展開し、努力を続ける中で、過疎化、少子化から佐用町を守り、佐用町の発展につなげるほかないと考えております。

全国の農山村・離島にある自治体同様、佐用町も現在のところ、特効薬は、当然、ありません。しかし、これまで同様、住民の皆さんと行政との協働の中で、お互いに知恵を出し合い、魅力あるまちづくりを推進しながら、町の将来を考え、築いていくことが、何よりも大切ではないかというふうに考えております。

以上、この問題に対しましてのこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7番（岡本義次君） 今、町長の説明の中にありましたように、全町光ファイバーの敷設、そして、国道 179 号が東西に、そして南北にですね 373、そして智頭線、姫新線、中国縦貫道、そして、鳥取道と、こういうように交通網にしましてもですね、大変恵まれたところでもございます。

そして、今、おっしゃったように、ひまわりやルピナスとか、そしてアジサイ、そしてまた、ショウブ、そういうような花を求めて、街からもみえておりますけれど、佐用町がですね、一番うたい文句にしております、佐用町は、ひと まち 自然がきらめく共生の郷という大きな、いいうたい文句があるのでございますけれど、それにたどりつくですね、アイデンティティーという、いわゆる行動憲章、行動基準というものが、一つみえてこない面がございます。

ですから、そういう途中のプロセスも含めてですね、やはり一つの目標をつくって、それに向かって、町民がこつこつと頑張ってますね、そして、そういう一つのですね、目標に歩いて頑張るといふ、会社で言えばですね、そのいわゆる一つのアイデンティティーいうのは、一つの経理理念にあたるわけがございますけれど、町としてはですね、どのように、そのことを考えていらっしゃるか、とらまえていらっしゃるか、そこらへんについては、どうでしょうか。

議長（石黒永剛君） はい、答弁。

町長（庵途典章君） 先ほども、お答えさせていただいたとおりですね、まちに住み続けていく、そこを生活の拠点として住み続けていくという、そのためには、それぞれ一人一人の価値観の中で、やはり、その住み続けていく要件、それを比較し、満たしていくということ、そのことを行政としてできることは、やはり一人一人と言いながら、全体の中で

社会にとって必要な、生活にとって必要なことを整備をしていくということ、その中で、個人を強制するわけにはいきません。

先ほど、議員が言われたように、例えば行動憲章、例えば、佐用町にずっと住み続けましょうということ、憲章をつくったとしても、それは、個人のそれぞれの考え、価値観の中で、自由に選択をできる時代ですから。

それと、やはりこの過疎化が一番大きな、この根本にある原因は、生活が昔のように土地、田畑や山林に頼らずに生活ができると、その土地に、その生活の拠点を置くことが必要でなくなったというところに、一番大きな原因があるわけです。

行政として、そういう中で、できることは、位置的に佐用町を都会のほうに持っていくわけにはいきませんから、そういう生活ができやすい社会インフラ、条件を整えていくということ、そして、子育てがしやすい、また、生活しやすいという、そういう思いをですね、皆さんに、これから持っていただけるまちづくりをする。そこまでなんです。

その後については、やっぱり一つは教育と、先ほど言いましたように、自分のまちというものに対する愛着、そういうものを、やっぱり醸成していく必要が一方にはあると思います。

最終的に、そこで選択として、若い人たち、ここで生まれた皆さんが、やっぱり最終、ここを生活の拠点として、町を拠点として自分の生活設計をしていただく、そういうところに、やっぱり佐用町としての、きちっと方針、方向は持って行かなければならないというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） まあ、それは、町民を強制してですね、佐用に住めというようなことはできないかも分かりませんが、住めるような状態としてですね、やはり今の事柄を一つ一つ、やはり現状把握しながらですね、PDCAを回していかないことにはいけないと思っております。

私はいつも、町長に、この前も申し上げましたけれど、町長の部下には、300人からのですね、部下がいれば三人寄れば文殊の知恵、百の文殊の知恵ができます。それぞれのテーマに基づいて勉強していただいて、コツコツと現状把握、さらにして、PDCAを回せば、昨日よりは今日、今日よりは明日というふうに、きっとよくなると、このように思っております。

そこらへんも含めて、やはり一つの特定のテーマを持って、どうしたらよくなるか。どうしたら、これが改善できるかということも含めて、やっていただきたい。このように思っております。

ですから、佐用町が目指そうとする一つのものをつくって、佐用の町に若者が残って住めるような状態にしてやることこそが、やはり子供たちが増え、保育園や小中学校の子供たちが、さらに少しでも残ってくれることを願っております。

はなからこれは日本全国で起こっておる状態で、仕方がないんだというふうな諦めじゃなくって、佐用の町の商店街を歩いてみてください。土曜、日曜にはシャッターが閉まってしまって、この間も、その町の商店主と話をしておりましたら、町長も1回、副町長も町を歩いて、北から南、佐用町、上月、三日月、南光の商店街を歩いてみてください。もう店をしめざるを得んような状態になっておるといふふうに嘆いていらっしゃいました。そのことを一つつかまえても、私は、思うんですよ、この6月の広報に出ていますように、

佐用町の職員の人件費が1年に28億5,000万からございます。ですから、月に10パーセントずつでも佐用町の中で回る商品券で佐用町内で買い物をしていくと、それは職員も議員も10パーセントずつ、やはり佐用の町が元気になるためには、そういうような、皆で助け合って、そして町内で、金を回していくという一つの、そういうようなことも、また、考えてもいいんじゃないかと思います。そこらへんについては、町長、どのように思っていますか。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 少なくなっていく人口の中で、いかにそれぞれの生活、また、事業を継続していくか。これは、個人の努力、また、行政の努力、なかなか、それいくら努力してもできない部分もあると思います。

で、今、議員がね、一つのアイデアとして、その10パーセントぐらいを町内で消費ができるようにと、行政としては、町の、いろいろと事業、町行政が行う、そういうものは、町内でお金が少しでも回るように町内に発注したり、いろいろと努力をしているわけです。

ですから、町民の皆さんも、一つの共生のまちという、皆のやっぱり思いの中で、少しでも町内での消費をしよう、買い物をしようということで、そういう努力をしていただきたいと思いますが、しかし、それも、先ほど、言いましたように、どこに住むということと同じようにですね、どこで物を買わなきゃいけないとか、買うとか、それを、一つの強制的に、そういうことができる時代ではないと。これは、個人個人の一人の価値観、選択の中で、生活というものがされております。

議員は、それができるといふふうに言われても、じゃあ、誰を、町が法律をつくって、条例をつくって、そういうことができるのであれば、それは、できるかどうかは、町のみんなが、それに対して、そういう同意をする。同意が得られるということが前提がないとできないわけですから、いろいろと案としては、いろんなアイデアは言われますけれども、でも、それが本当に、すぐできるかどうかということ、やっぱり考えていかざるを得ないと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7番（岡本義次君） いろいろな、その障害があるかも分かりませんが、やはり一つの、その目標をつくって、その目標に向かって頑張っていくと。

ですから、いわゆる、どう言うんですか、税制的にもね、ある程度緩和し、土地がですね、もうみんな、年がたって、（聴取不能）も増えてきてですね、もう土地がただのような状態のところもございます。ただであっても引き取らないというような状態がございすんで、そこらへんについても、やはり町としては、インターネットなり、副町長二人置いてでも、阪神間の会社に税制としては、佐用町は、こんだけ優遇しますよということであれば、やはり、全然来てくれんということはないと思います。

ですから、そういうようなことも、一つとらまえてでも、やはり現状把握の上で、PD

CAを回して、頑張っていたきたい。このように思っております。

ですから、今後さらに、立派な部下、たくさんいらっしゃいますんで、町長も一つ、我々も、もっともっと危機感持って頑張っていけないと、千種川の川のように、どんぶりこ、どんぶりこ赤穂のほうへ流れて行ってしまわないかと思っておりますので、そこらへんについては、一つよろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、1件目の質問は、以上でございます。

2件目に入りたいと思っております。

学校給食に地元の物をどれだけ使用しているのかということでございます。

学校給食に野菜も含めてどれだけ地元の物を使用されているのか、次のことを伺います。

一つ、地元の物と町以外の物との使用の対比は何パーセントなのでしょうか。

一つ、地元産を使っている物は、どんな物があるのでしょうか。

一つ、各、それぞれの作っているグループがあると思うが、そのグループの方たちと年初にですね、会合でも、もっていらっしゃるのか。

一つ、ないのであれば、早急にグループの各代表とどのようなものがほしいとか、こんなものはいいとか、悪いとか、話し合いの場をもってほしいと思っております。

もし、ないのであれば、会合はいつされますか。

一つ、野菜以外の物でも地元産が増えているのか、減っているのかどうなんでしょうか。

一つ、減っているのであれば、地産地消ということで、少しくらい高くても、やはり地元の物を育てるという意味で、使う考えはあるのでしょうか。そこについて、伺いたいと思っております。

議長（石黒永剛君） はい、勝山教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。

それでは、私のほうから、答弁させていただきます。

学校給食に地元の物をどれだけ使用しているのかとのご質問でございますが、まず、1点目の地元野菜と町外の野菜の使用比率は何パーセントになっているのかとのご質問ですが、昨年の秋にご報告した際は、27パーセントと30パーセント程度となっておりましたが、その後、天候等の影響により、キャベツ、白菜等の主要野菜が不作となり減収したため、平成25年度の地元野菜の使用率は、25パーセントとなっております。

このように、地元野菜につきましては、露地野菜を中心に納入している関係で、今後も天候等により年間の使用率が変動する可能性があるものと考えております。

次に、2点目の地元産を使用している野菜は、どんな物があるのかとのご質問であります。具体的にキャベツ、白菜、ジャガイモ、キュウリ、大根、タマネギ、ナス、ニンジン、ネギ、サツマイモ、サトイモ、カボチャ、ジャンボピーマンの13種類となっております。

次に、3点目の生産者との話し合いの場をもっているのかとのご質問ですが、毎年7月に地元納入業者の登録業務を行っております。その際、給食センターが1年間で使用する野菜の月別の年間使用予定量の計画表を配布し、生産者の方々と農作物の大きさ、形などの規格や価格調整等の打ち合わせを行っているところであります。

その後、生産者からは毎月、翌月の収穫見込量の報告票を提出していただき、使用量の調整を行いながらできる限り全ての収穫量が発注できるよう努めております。

また、毎年1月の給食週間中に、町内産の特産品や野菜を100パーセント使用した献

立により、生産者を中心に光都農林の普及センター職員等を交えた試食会を開催し、施設見学や意見交換等を行いながら、できる限り話し合いの機会を持つよう努めているところでございます。

次に、4点目の生産者との話し合いの場がないのであればとのことですが、先に述べましたとおりでございます。今後も継続して、生産者の意見交換等を行いながら、安心・安全な食材と使用量の確保を目指していきたいと考えております。

また、課題となっております地元産野菜の使用率向上を図るため、新たな地元生産者の確保を目指し、農林振興課と連絡を取りながら、農業振興団体の野菜部会やハウス部会、JA等との調整に努めているところでございます。

次に、5点目の会合をいつしますかということでございますが、このことにつきましても、先ほど述べたとおりでございます。

次に、6点目の野菜以外にも地元産の物が増えているのか、減っているのかのご質問でございますが、お米に関しましては100パーセント地元産で毎日使用しており、その他特産品につきましては、こんにゃく、味噌、豆腐、ひまわりドレッシング等、週1、2回程度使用している状況で、合併以前の旧センターが、それぞれで使用していた特産品等の量よりは、全体的には増加傾向にあると考えております。

なお、現在使用している特産品につきましては、今後も一定量を継続して使用していきたいと考えております。

最後に、減っているのであれば、地産地消として少しぐらい高くても使う考えはあるかのご質問でございますが、先に述べましたとおり、今後も一定量を使用していきたいと考えておりますが、特産品につきましては、ご承知のとおり値段が少し高いため、毎日使用するわけにはまいりませんが、給食費とのバランスを考慮しながら、できる限り使用していきたいと考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本君。

7番（岡本義次君） 生産者と7月に会合が持たれるということでございますけれど、これは年に1回だけなんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 毎年、加入業者との登録申請という、業務的なことですが、これは年に1回しますけども、今、岡本議員が言われているように、今、佐用町の給食センターに主で、納入されている生産者というのは、組数で言えば3組なんです。

で、そのうちの一組が、一昨年から4名のグループで二十歳代の子を含んでいる非常にやる気のあるといいますか、頑張って佐用で農業をしようという子たちが、若者がいまして、その方を中心に一昨年からやっておりましたけども、一昨年の途中でした。

で、昨年は、冒頭で教育長のほうから説明したと思うんですけども、巻物といいますか、キャベツ、白菜類が、何か、収穫が悪くって、全体的に生産量が落ちましたけれども、今年は、多分ね、特に、主要野菜、大根とかほかにもありますけども、そういうものを中

心に、その人たちが自分たちのやれる、耕作できる面積の限界までやっていこうとされています。

だから、この 19 日にも、もう 1 回、その生産者と会合をもちまして、一応最大、どれぐらい、給食センターが求めている量、そこで話しました。毎月の量を説明しまして、それにどこまで、何パーセントまでできるかという調整をしながら、なおかつ足りないところは、JAさん等を使って加入者を増やしていきたいと。

まず、主は、今、入れてもらっている方の量を、どこまで、うちが納入しきれるかというところを十分詰めていって、全対数の確保を努めていきたいと思っています。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7 番（岡本義次君） そういうふうには、地元の方の、いわゆる頑張る意識、若い人が、この間も佐用テレビで見たら、ちょっとでも、そういう、町へ出ても、なかなか自分が、仕事、よっぽどいい腕や技術がなければですね、生活していくのが精一杯だと思います。

そしたら、田舎の場合はですね、自分のうちがあり、また田畑があり、そして頑張ることによって、そういうある程度、売れるところがあれば頑張ってみようかという人が、さらにですね増えていくように願っておるわけなんですけれど、今、教育長の話の中にもですね、やっぱりよそと比べて、若干高い面があるかも分かりませんが、地元の産業を育成するという意味からおいても、やはり、それぐらいについては、町がある程度援助してやるということの中で、そういう方と、やはり連絡会を持ちながら、そういう方が増えて、参加していただくというふうには、また、教育委員会の給食のほうも含めて、頑張っていたらと思っております。

ですから、今後とも、また、そういう意味においても、また、皆さんの意見を、よく生産者の意見を聞いていただいて、そして、少しでも、生産者の方がやる気を持って、できるように一つ頑張っていたきたいと、このように思っております。

それでは、3 件目の質問に入らせていただきます。

お墓、墓地について。お墓、墓地と言えば、山の中腹にあたりして、下の条件のよいところは少なかったと思っております。

年老いて、山のところでなく下へ場所変更したいという希望者が、あちらこちらで聞くわけでございます。

そこで、次のことを伺います。

お墓、墓地を勝手に移転できるのですか。

一つ、お墓、墓地を新規につくる条件は、どうなのでしょう。括弧として、宗教法人なり、役所ということにしております。

一つ、役場の何処が管理とか、認可、そのようなのは、どうなっておるのでしょうか。

一つ、個人でも許可なしにつくっているというのは、どうするのでしょうか。

一つ、今後、町民に対しどういう、広報周知してくのでしょうか。そのことについて、伺います。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目のご質問で、お墓についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、お墓の制度について、若干説明させていただきます。墓地、埋葬等に関する法律は、昭和23年に公布され、法律では、墓地や埋火葬の定義や経営の許可などが定められております。

この中で、埋葬、火葬、及び改葬の許可は、市町村長が行い、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可は、都道府県知事が行うこととなっております。

しかし、兵庫県では平成10年4月1日から知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により、墓地、納骨堂又は火葬場の許可に関する事務は、一部の市町を除く各市町に権限が移譲しており、また、地域主権改革第2次一括法の成立等に伴い、墓地、埋葬等に関する法律についても、平成24年4月1日に県下全ての市町へ権限が移譲をされております。

それでは、その法律を踏まえて、ご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、お墓を勝手に移転できるのかというご質問でございますが、厚生省が示している墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の審査基準では、墓地、納骨堂等の許可については、地方公共団体及び一定の基準を満たした公益法人、宗教法人等に特例で認められております。つまり、個人墓地は認められておりません。

町内には、現状として町管理墓地以外の個人墓地については、古くからの個人墓、無縁墓も現存しておりますが、町において個人がお墓を移転させる許可を行なった例はございません。

ただ、町内で一度葬った遺骨を、町外にお住いの親族が、町外の霊園墓地等へ葬り直す改葬については、平成25年度におきまして11件の許可事務を行っております。

次に、2点目のお墓を新規に作る条件はどうかということについてでございますが、法律では、墓地等の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的として定められており、先ほども申しあげましたが、墓地の経営に関し、その永続性、非営利性及び公益性が確保される必要があるため、経営主体は地方公共団体であるか、公益法人、宗教法人、地域共同体に限られております。

町では、許可に関する厚生省の審査基準及び権限移譲される前の県の方針を継承しております。

次に、3点目の役場のどこが管理、認可をするのかというご質問でございますが、住民課、環境衛生対策室が担当をいたしております。墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の審査基準については、経営主体、墓地の設置位置の基準、構造設備の基準など、様々な条件を満たすことなどを審査し、許可事務を行うこととなります。

近年では、公共事業による墓地の移転に伴い、地域共同体として墓地計画協議を行い、家内墓地の経営許可をした例がございます。

次に、4点目の個人でも許可なしにつくっているのは、どうするのかというご質問でございますが、町において個人に許可を行った例はございません。しかし、現実には、墓地ではないところにお墓を立てられておりますが、それは個人がそれぞれの責任においてされたものという解釈であり、それぞれの責任で対処いただくしか、方法はございません。

最後に、今後、町民に対してどういう、広報通知をするのかというご質問でございますが、現在、町営墓地においても若干の空き区画がありますのでご紹介をさせていただいたり、また、墓地についてのご相談があれば、制度等についてはご説明は申し上げたいと思います。

墓地でないところにお墓を立てられている点等については、そういうところについては、

許可はできないと。それは、やはり、墓地の法律の趣旨ということについては、住民に周知をしてかなければならないというふうに思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本議員、2分になってますので。

7番（岡本義次君） 前の3役の方が、町長に墓地のことの扱いについて聞いておったら、町長、多分、忙しかったと思うんですけど、全然、返事がなかったということで、私は、副町長に1回、よく知っておられる3役の方で、ちょっと電話して聞いてみてあげてくださいと申したんですが、副町長は、それは、多分、したたんかどうかわかりませんが、やはり町民が、それだけ、今、町長の、この四つ目の項で答弁ありましたように、各自が勝手にしておるといようなことで、見てみんふりするようなことでは、やはりあかんと思います。

ですから、これは農地委員会でも田んぼや畑に勝手に、自分の土地やでということ、つくっていくということが、やはりいけないというふうになっておりますので、そこらへんについては、今後、よく周知していただいて、自分の土地であっても、勝手にしたらいかんのですよということは、しておいてください。

ですから、私が、いつも言うように、町長や副町長に問われておって、忙しかって、返事がないのかも分らんですけれど、危機意識のなさというんか、3月一番最終日でも交通事故がございましたけれど、その結果、どうであったかという報告も聞いておりませんので、そこらへんについても、やはり教えていただきたいと思っております。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい。

町長（庵途典章君） 今、3役の方というふうな、一つの特例を挙げて言われておりますけれども、私が、直接、そういう方からですね、その問題について、相談を受けたことはありません。どのように言われているのかわかりませんが、それだけは、はっきりとっておきます。

議長（石黒永剛君） 岡本議員、もう時間が終了しました。もう1分です。

7番（岡本義次君） その方は、そのようにおっしゃって、私は、副町長に、町長忙しいので、聞いてあげてくださいということは、申し上げたんです。

ですから、そこらへんは、どうだったかということ。

議長（石黒永剛君） 質問を終了してください。

7番（岡本義次君） はい、分かりました。以上です。
どうもありがとうございます。

議長（石黒永剛君） 岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、8番、金谷英志君の発言を許可します。金谷英志君。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志です。

私は2点、新特産品販売促進施設建設は、本町の農業振興につながるかと、法律どおりの消防団員の引き上げを求めて質問いたします。

まず、本年度予算に特産品販売促進施設整備事業費として調査費500万円が計上されていますが、農業・農村マーケティングに詳しい二木季男氏によると、直売所や農家レストランは、農家や地域にとってどんなメリットがあるかとして、第1に、流通経費が農家に還元される。有機栽培など栽培法や品種による付加価値販売が可能。第2に、消費者に売っている農産物や特産加工品に関わる情報を直接提供できる。第3に値段つけや陳列方法など販売促進活動を農家自らの裁量で行うようになる。第4に地域内の加工ビジネス、観光農園、体験農園などと連携することにより相乗効果で市場形成の幅を広げられる。第5には、高齢者や女性農業者の張り合いづくりにつながるとしています。

これらのメリットは、今ある味わいの里三日月などの農産物直売所・加工所で実証されています。この上さらに町内僅か4.1キロメートルしか離れていないところに同様の施設を多額の費用をかけて建設する必要性について伺います。

①、今年度予算審議の中で町長は、当施設の構想として新しい生産者を増やす。全体の利用者を増やすことができるとされていますが、売り場が増えることと生産者、利用者が増えることとの関連をどうみているか。

②、既存の施設で現在、売り場面積は足りないのか。

③、3月議会で町長は、味わいの里三日月等の関係者とも協議すると回答されています。その後の協議内容と関係者の意見はどうであったか。

④、味わいの里三日月への経営上の影響をどうみているか。

以上、お伺いします。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの、まず、1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の今年度予算審議の中で私が、新しい特産品の直売所の建設構想について、新しい生産者を増やす。また、全体の利用者を増やすことができるというふうにお話をさせていただいたところです。

その件について、売り場が増えることと生産者、利用者が増えることとの関係をどうみているのかというご質問でございますが、建設を、今、構想し考えております農産物直売所につきましては、現在、佐用町内には、先ほど、金谷議員お話のように、以前から道の駅ひらふく、ふれあいの里上月、南光ひまわり館、味わいの里三日月と、こうした販売所という形のものが4カ所ございます。

現在、全国的にも道の駅やJA販売所の大型化が進み、小さな販売所は淘汰される状況となりつつございます。大規模で品ぞろえのよい販売所には、遠隔地であっても消費者が集まり、交通不便なところであっても繁栄している、いやゆる優良店舗が出現していることも見受けられます。

新鮮な野菜や果物、また、きのこなどの農産物の持つ、この集客力、これは大きな力があると考えております。新鮮で品質のよい様々な野菜や果物、そうしたものが豊富にそろえば、より大きな集客力を発揮してくれるものと期待をしているところであります。

大きな販売スペースを確保することにより、多種多様な農産物を取りそろえることで可能になれば、広く都市部からの、遠隔地からの顧客を増加させることが可能と見込んでいます。しかし、一方、そうした施設をつくと同時に、それに見合う生産者に、消費者にアピールできる農作物なり販売できる品目、多くの種類、また、量、これが生産できる、そうした生産体制を一方では構築、つくっていくことが必要であります。

また、そうしたことができれば、販売量の増加と、また、この生産者の収益の増加につながり、農業者の栽培意欲を増すことで、これからの若者の新たな就農などの道が開けていき、佐用の農業振興につながっていくのではないかと考えているところであります。

既存のふれあいの里上月や味わいの里三日月では、現在、味噌などの加工部門や飲食の部門などを合わせて、その年間の売り上げ確保に努めていただいで、年間売り上げが1億を超え、何とか、黒字経営を続けていただいでいるところでございます。その点について、これまでの現在の努力について、深く敬意を表したいと思ひます。

ただ、その中には、当然、外販による収入も含まれており、外販ではなく多くの方々に、直接、佐用町を目指して来ていただけるような施設ができればというふうに考えているところでございます。そのことによって、佐用町への来訪者が増えれば、町内の他の分野にも波及効果が期待でき、都市交流が町の活性化につながるものと考えております。

次に、現在の施設で販売面積は足りないのかということですが、町内四つの、そうした施設の販売施設の売り場で考えますと、現在の生産量といひますか、販売量、それに見合ったものになっているというふうに言えるかもしれませんが、今後、その販売量を増やしていく、生産量を増やし、販売量を増やしていくということからしますと、明らかに不足していると言わざるを得ないと思ひます。

現在の売り場で、生鮮野菜を販売しているスペースは大きなところでも3、4坪程度しかございません。

そして出品される野菜は、午前中の販売量程度となっております。生産者も高齢化が進みつつありますが、今の販売スペースが小さい売り場では、専業の、特に若者農業者の参入意欲を得るものとは言えず、今後の農業の世代交代について、非常に困難となっていくのではないかと思ひます。

若者が職業として農業に取り組むことができる環境整備のためにも、その一つの方策として、大きな販売スペースと集客を確保できるような施設をつくること、それは必要ではないかと考えております。

次に、3月議会で私が、味わいの里三日月等の関係者とも協議すると回答しております。その後の協議内容と関係者の意見はどうかということについてでございますが、これまで機会あるごとに関係者の方々と個々にも、私の考えている考えを聞いていただいたり、また、それぞれ関係者が心配されている点についてもお聞かせいただいたりしてきております。

そして、町内全体の販売所の方々に集まっただいで、構想の説明を行い、また、それぞれの立場で心配されたり考えておられること、こうあるべきではないかと、こうしていきたいというような将来展望、また、現在の状況、そういう点について、意見をお聞かせをいただいでおります。

まだ、意見を聞かせていただいた段階でありまして、今後、そういう皆様のご意見につきましても、あらゆる角度から検討をさせていただきます、それぞれの、また、それぞれ

の施設の、そうした直接の関係者、経営者はもちろん、現在の生産者、そして株主や組合員の皆様のご理解を得ることができるような、そういう構想をまとめていながら、協議を重ねてまいる予定でございます。

こういう施設をつくるためにはですね、それぞれ、いろいろな立場で関係を、多くの方に協力をしていただかなければ成り立ちませんし、そういう皆さんが協力をしていただけるものにしないと、建設をする、こういう施設をつくる意味はないというふうに考えております。

次に、味わいの里三日月への経営上の影響をどうみるかということでございますが、当然、こうした施設を建設して、集客力の高い生鮮野菜の販売量を、当然、大規模に行っていきますと、味わいの里三日月自体の売り上げにも、大きな影響は避けられないというふうに思っております。

それを、どういう形で補っていくか、また、ただ味わいの里三日月だけではなく、今後の、こうした直売所、また、農産物の加工と販売、こういう経営を、今後、全体としてどうしていくか。これは、この事業を進めていく上で、大きな、当然、考えていかなきゃいけない課題であるというふうに思っております。

以上、状況なり当面の基本的な考え方を申し上げまして、このご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷英志君。

8番（金谷英志君） その新しい構想の中では、佐用町に来てほしいという、佐用町、全部、今、既存も含めてね、佐用町に来てほしいということがあってですけども、その近隣の状況も見ても、山崎にJAのやっている旬彩蔵。それから、太市、書写ですか。書写がありますし、それから、上郡にもあるし、たつのにもあります。

近隣、そこから、ほかの西播地域、兵庫県下全体から来られることもあるんでしょうけれども、そこらへんの顧客のニーズとしては重なってくると思うんですけども、ほかの施設との競合状態というのは、どういうふうに考えておられますか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） 顧客も消費者も、当然、それぞれが、いろいろと変わって来ると思うんですね。消費者の動向も。

ですから、新しいものができれば、当然そこに、また、来ていただける。しかし、また、次に新しいものができれば、また、変わっていくという、そういう変化というのは、当然あると思います。

ただ、やはり現在、JAが基本に経営をしておりますけれども、書写にしても、山崎旬彩蔵にしても、それぞれ、相当の集客をし、販売を上げております。

だから、佐用町の中でもですね、生産者においても、そういうところにですね、出荷をされている方も、当然、あるわけです。

それは、それで、そちらのほうに任せておけばいいじゃないかと。生産のほうを中心にやっていけばいいというふうに考えるのか、やはり、佐用町に来ていただけるように、そ

ういう施策をうっていか。そのところの判断というのは、これは、お互い競争ですから、競争して勝てるものなり、成り立つものにしていかないといけないということで、そういう調査なりマーケティングをしてみても、なかなか、内容が伴ったものでないと、消費者に選択をしていただけないと、それは、よそに持って行かれますし、逆に、よそにないもの、ここに魅力のあるものであれば、よそから、また、山崎に行かれる方を、また、姫路のほうに行かれる方を、逆に姫路のほうから、佐用に引っ張ってくることも、これもできると思いますし、そういうところをやっているところもあるわけですから、これはやっぱり事業ですから、どう、やはり将来展望、前向きに取り組んでいか、それは難しいということをやめるかという、もう選択にかかるのではないかと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 戦略を考える上で、新しく、この今、聞いているのは、施設をつくるか、同等の施設ということですから、それを佐用町内、ほかの西播地域一帯、兵庫県下からしても、佐用町にある施設として認識されるのであって、ですから、新しい佐用町に同じような同等の施設をつくっても、その中で、ほかのまとまって、それ、ほかのさっき言いましたような、近隣のほかの施設との競合で、それ勝っていけるかという、そのマーケティング調査、やっぱりせなあかんと思うんですけども、それは、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私は、これまでも、マーケティングというのは、本当に一つの数字のマジックみたいところで、どう一つ一つを評価して、それを数字に表していくかによって、結果というのは、大きく変わってくるところがあります。

確かに、そういう、いろいろなこれまでの経験と、情報を分析して、調査をされるということだと思んですけども、これまでも、私も、いろいろな経験してきた中で、いわゆる、そういう調査をするコンサルに信用できるかと。大きな、例えば商圈があって、集客があって、こういう施設をつくることのできるというふう結論を、報告を受けても、実際には、それは、その時代の流れもあるでしょうけれども、なかなか、そういう調査どおりはいかない。逆に、それによって失敗した例もたくさんありますし、だから、私は、この今回の事業の中で、そんなに、その大きな投資、土地を買い、建物は必要でありますけれども、その事業として、大規模と思われるようなことを考えては、当初、おりません。

ただ、先般、経営者、今、四つの施設の経営されている方、それぞれやっぱり、立場もあり、考え方も違うんですけども、その方々の話をお聞かせいただくと、現在は、何とかやっていると。しかし、そこの施設においても、じゃあ、今後10年後どうなるかということになると、非常に不透明だし難しいと。

ですから、やるのであれば、佐用町として、一つの拠点になる、経営的にも一つにしたようなものをつくるべきだというようなご意見もあるわけです。

ですから、そういうふうな形になってきた時に、これは相当、生産と経営、経営も含めて、どういう経営をしていか。これも検討をしていかなきゃ、研究をしていかなければならないというふうにも考えておりますし、当然、これまで議会でも、度々、佐用町の農業、

また、佐用町をどうするのかという意見、また、答えを求められてきたところですけども、だから、そういう中で、一つの施策として、こういうことを、私は、提案をさせていただいているわけで、じゃあ、これに変わるものを、じゃあ何をするのか。若い人たちが、今、先ほども、教育委員会のほうからも話したように、若干、農業に取り組んでいこうと、意欲を持って取り組む人が、幾らかは出てきております。

そういう人たちを、支援をしたり、これから育てていくためにも、今のままでは、私は、難しいと思っております。

だから、それを、どう変えていくのか。どういうふうな施策を、今回、展開していくのか。そのことの一つの、私は、たたき台にさせていただく。したいというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） そのたたき台をつくる上でも、先ほど、町長言われたように、関係者との、こういう計画やっていく上では、関係者の協力が不可欠だと言われますから、たたき台であるんでしたら、その基礎となるねデータみたいなのを、そのコンサル入れてまでとは言いませんけれども、先日出されたような、森林の総合計画みたいな、あれは、私、よくできているなど。佐用町の現状も、ちゃんと分析して、それで販売するにはどうしたらいいか。よくできていると思うんですね。

ですから、そういうふうな農業についても、そんな農業の振興計画みたいな、総合計画みたいなものを、具体的なやつを立てるべきだと思うんです。

ですから、第一歩としては、そのマーケティング調査なりをして、関係者の理解が得られる。それが基礎だと思うんですけど、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今後、検討の中で、そういう数値的なものを求められるということに、必要だということであれば、なかなか、私たちが、いわゆる勘で、これぐらいと言っても信用もしていただけない。いわゆる、そういうコンサルなり学者が言えば、皆信用するというところにもあるんですけども。

ただ、これまで、こういう施設は方々でつくられてきておりますけれども、これは、その内容によって大きく違うんですね。先ほど言いましたように。

例えば、隣に新しい施設が、近くにあったとしても、その内容によって、そこがマーケティングだけの調査で、それは条件で、よそより、こんなもの、こんなもの、こんなものをつくって、魅力あるものをつくれれば、絶対人が来るのが当たり前。

ただ、それをつくる体制を、そういう生産して、しかも、それを事業として生産者が継続してやってただけか。いろんな要件、これを確定するというのは、なかなか難しいところがあります。

ですから、こういう施設というのは、まず、基本的なところは、ちゃんと、きちっと押さえてつくっていかなきゃいけないんですけども、それをもとに、やっぱり何年かかけて育てていくという考え方でいかないと、これは、やっぱり難しいなというふうに思っ

おります。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷英志君。

8 番（金谷英志君） それはそうです。戦略上は、計画どおりいくかどうかは、それは分かりませんから、基礎となるデータは、やっぱり必要だと思うんですけども、地産地消ということで、地消の面で言えば、先ほど農産物、この計画されているような、味わいの里のような、そこで直接売るという方法もあるんですけど、町内で売る、地域内で売るということになれば、ほかに、先ほど言いましたけれども、学校給食とか、それから老健施設や、それから病院なんか、そういうところでも、その農産物、昼食なんか、食事出しますから、そういうところでも地産地消の地消の面があると思うんです。農産物直売所だけが、販売先ではないと思うんです。その点は、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 当然、地消、町内で、できるだけ町内のものを使っていくという。これは一つの農業を、今後、考えていく上でも大事なところです。ただ、それだけでは、これだけの人口と施設では、スケールの成り立たない。

ですから、柱は一つの柱ですけども、それだけの生産、どれぐらいの販売量を確保するとか、どれだけあれば、農業を一つの生活として、きちっと維持していけるかということになると、いわゆる年間、農業で年間売り上げを 1,000 万円とか、それぐらいを想定し、しかも販売量としても、どこの施設見ても、それは、関東のほうで見れば、年間、月 1 億円ぐらい野菜だけで売って、12 億ぐらい売っているところがあります。1 戸の農家が、やはりそこでも 1,000 万円上げるというのは限界みたいですよ。

ですから、例えば、佐用町で施設をつくっても、そんな大きな 4 億も 5 億も売れるような施設をつくれるとは、当然、これはマーケティングする、調査する以前、前に、当然、そういうふうに思います。

ただ、今の売っている、数千万円、3,000 万円とか 4,000 万円では、これではやっていけない。

だから、町としては、やはり一人の生産者で専業でやっていこうとすれば、農業で野菜部門なら野菜部門で 500 万円。畑、米とか、そういうものを合わせて、農業収入で 1,000 万円ぐらいを確保できるようなことを考えると、やっぱり今後、考える施設とは、3 億ぐらいのね、やっぱり売り上げが見込める努力を、そういう目標を立てないといかんと思うんです。

で、ただ、それも生産者を、ほな誰でもということも、たくさんの方がね、ドンドンと、ここで、そこで参加できるかということ、そういう人も少ない。逆に、今、農業だけで、やっぱりやっていくということについては、若い人たちにね、幾らかあっても、それは、人数的には、そんなに多くはないと思います。

ただ、その少ない人を、しっかりと農業の後継者として、やっぱり育てていくと、支援していくということ、そのことが、まず、大事だと思っておりますので、そういう地産（聴取不能）として地消、この点については、先ほど給食においても、そういう取り組み

をしておりますし、他の福祉施設なんかについても、そういう努力もしていただいております。今後、そういうことも進めていきたいと思っております。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） ですから、今、新しく施設をつくるかどうかということの中で聞いているので、ですから、若い人が農業をやる、経営的にもやっていけるような、その農業経営やっていけるようなことにすると思えば、その需要のほうで言えば、先ほど、町内にも、そういう需要先はあるから、そこで売っていくためにでも、その施設をつくるんじゃないかって、そういう面でも若い人が、その農業取り組める需要は、そこにある。町内に、今現在あるんじゃないですかということを行っているんですけれども。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） そこを、そういうふうに言われると、それは、そういう方法もあると。先ほど言ったように、どう選択するかの話で、じゃあ、これまでも、その金谷議員からも農業についても、いろいろと質問、これまでのご質問でもあった中で、じゃあ、こういう施設じゃなくって、つくらなくても、じゃあいいのか。こういう施設は必要ないというふうに言われるか。

そうじゃなくって、つくるとすれば、どう考えてつくっていくか。そこによって、もう話が、全く方向が違うわけなんです。

その点の中で、意見を、ご意見をいただきたいなと思いますけれども。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） ですから、町全体の農業振興、農業で食べていけるような、そういう仕組みをつくるかいうたら、やっぱり、先ほど言いましたような、林業の総合計画出されました。あれでしたら、具体的には、森林組合に補助するいうか、その助成、支援して、その機械ということも、機械の購入なんかも報告されましたけれども、そういうふうな体制づくりが必要だと、私は思うんですよ。

ですから、具体的に、その私のほうから、こういうふうな提案するということもありますけれども、そういう体制、組織をつくった中でいうことを、私、再三、そういうふう言うてきたんですね。

ですから、JAなり、そういう農業改良普及所なり、それから町も入った、それから、生産者も入って、それから流通業者、財政の面では、地域の銀行なりも入った、そういう中で、組織づくりが、私、大切だと、再三、僕、私は、町長には、それは申し上げてきたと思うんですけれども。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） そういう、同じ方向で言われることはよく分かりますし、行政においても、県においても普及所、また、光都の農林事務所。佐用町においても、農林振興課、または商工観光課、いろんな形で、これまでも総合的に、そういう農業振興なり、農業の経営についても、いろんな国も制度を出されておりますからやっております。

ただ、このJA、本当は、まあ今、JAの改革ということは、国でも言われておりますけれども、今、見ていただいても、JAが、次々と、いろんな多角経営をやってきております。その直売所においても、以前からこれは、直接、私は、JAから、具体的な案として聞いたことはないんですけども、佐用町内にも、山崎のような、ああいう直売所をJAとして考えたいと。そういう考え方もあるわけです。

だから、それは、やっぱりJAということになると、やはり、まずは一つの経営団体。経営として、そちらを優先される部分もありますし、場所においても、そんなこと、JAとして考えるところにつくられるということになります。

それから、これは今のところはすぐに具体化はないと思いますけども、県においても、ほかテクノのほうにもそういう施設を考えたいというような話も出るわけです。

ですから、私は、そういう中で佐用町、行政が、こういう問題に、ほかがやるよりかはね、当然、取り組むよりかは、いろいろと全体を考えて、町のいろんな施策を複合的に取り入れてやっていける。そういう中で、全く必要ないというふうに結論されるのであれば、それは、また、別の問題の話ですけども、こういう施設を、今後、やっぱり農業のためにも、若い人たちが、これから農業を続けていくためにも必要ということであれば、やっぱり行政として、やっぱり前向きに一つの方法として取り組んでいく必要があるかと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） ですから、JAと一緒に。それから県と道の駅ができる。それから、JAにしても旬彩蔵のようなものを考えておられるというんでしたら、町が主体となって、そういう組織づくりが必要だと。再三、これは言うているんです。

ですから、町が、そのJAがやるさかいに、先、町がやるということじゃなしに、その中に、JAの知恵も借りて、技術も持ってますから、そういうようなものを借りた中で、町が主体となって、そういう組織づくりが必要じゃないですかと言うているんですけども。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁。

町長（庵逄典章君） なかなかね、金谷議員の期待に沿える答弁はできておりませんが、どうしても組織で、それぞれの立場、経営の基本がありますから、すべてじゃあ、協力して、行政、町の思うように協力がいただけるかというたら、そういうわけにはいかんところが、いっぱい出てくると思います。

ただ、こういう施設というのは、当然、いろいろと農業分野だけではなくて、町のこの商業、また、そういう面においても影響もありますし、多方面から多角的に、やっぱり検討はしていかなきゃいけないと思っております。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） 味わいの里が、これまでやってきたというのは、それ私、初めの質問で取り上げたように、その直売所のメリットは、それ味わいの里、今までやってきた。

直近では、味わいの里の事業報告では、食堂部門では、以前から佐用地鶏の新メニューを定着させることが課題になっていたが、テレビ、新聞等の情報発信により、問い合わせも増え、好評を得ておると。

それから、そば部門は、地域食材にこだわり研究することでリピーターも増え、昨年度に比べて、冬季利用者が増加したとか。

販売加工部門では、新しい生産者、それから生産物が前年より増えたこと。そして、加工部の自社製品が種類、量ともに増えたと、こういうふうな事業報告、25年度の事業報告で出されているんです。

ですから、今まで、味わいの里はこれまで、そういうふうに町内の、その農業振興の一端を担ってきたと思うんですけども、ですから、私は、この度の、新しい新設については、むしろ味わいの里の拡充こそを図るべきだと思うんですけども、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、金谷議員がお話のように、1億の売り上げ事業の中で、大きいのは、そうした食堂部門、そばとかメニュー、新しい、その農村で、食材を使ったメニュー、そういうもので経営の一つの大きな柱になっているわけです。

だから、私は、そういう今後、施設というのは、特化をしていかないと、なかなか消費者にとって、一つ一つ分野が特色がないと魅力がないというふうになってくるかと思えます。これは、皆さんも、いろいろと全国の例をよく挙げられて、こういうところがいいとか、こういう経営が成功しているかと言われる中でも、やはり農村においても、全く、そういう野菜なんかの直売なんかはなしで、多々、農村レストランというもので、地域の本当に野菜、山菜、そういうものを使った中で、たくさんのお客さんを得て、非常に大きな経営、利益を上げているところが、当然、あります。

だから、私は、そういうもので、先ほど、話しましたように、どこの四つの施設とも今のままでずっと経営が何とか頑張っていけるか。現在でも、既に赤字になっているところもあるわけですけども、その売り上げを、ドンドン増やしていけるかということ、難しいと思えます。

で、味わいの里を、じゃあ中心にすればいいじゃないかというお話ですけども、まあ、どうしても味わいの里においては、以前から、一つの大きな味わいの里のネックとして、道路からは見えない。リピーター、知っている人は、当然、そこを目指して来ていただければいいわけですけども、だから、食堂部門のように、農村レストランのように、そこへ行って何か、食事をしようという目的を持って来ていただけるようなものとしては、非常に魅力のあるものとして、これからも、いろいろと考えられると思うんですけども、国道179号の通過車両、今後は、テクノを通して、播磨道が建設されるわけです。

そういう、その交通量から、私は、考えても、なぜ今、バイパス、徳久バイパスという

のは、一つの新しい、そういう施設用地として、適地ではないかと考えたのは、今後、町内の一つの幹線道路でもあり、現在、渋滞をしていたところが、一つの新しい道路としてバイパスができるわけですけれども、その先にはテクノからインター、科学公園都市の播磨新宮インター、そこから大阪、または姫路、そういうふうに山陽道へとつながっていくと。そういう、その交通の流れというのが出てくるだろうなど。

これは、播磨道も平成 32 年、あと約 5、6 年後には開通する予定で、既に、今年から着工をしております。

まだ、現場での工事はしてないけれども、発注はされて着工をしています。

そういう社会状況の変化も、当然今後はあるということは、見込んでいかなきゃいけないと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） その 179 号線から味わいの里は入り込んでいるから、ちょっと分かりにくい。

建物を建てる。事業所を建てる上で、遠視性というらしいんですけど、遠くから、あの建物があるな。店があるなど分かるのは、遠視性がすぐれているというのがあるんですけども、その味わいの里、179 号線の一番、道路については、あそこから全体を味わいの里みたいなことも。その民有地ですから、どういうふうなことも、看板が立っているところ、そこからずっと味わいの里いう意識で拡充していけば、そういうふうなことも、私は、道路ばたじゃない、へっこんだところにあるということも、そのデメリットも解消できる。ある程度は、解消できる。

それから、播磨道の延伸ということについては、むしろ私は、播磨道が延伸されたら、中国道から、そのまま素通りされてしまうような危険性もあると。

ですから、その播磨道を降りてきた、新宿市ノ上から東へ行くか、西へ行くかということについては、施設があるかどうかというよりは、むしろ、それでしたら、味わいの里のほうが近いわけですから、すぐそこにあるようなことですから、それも誘導するような施策もとれると思うんです。

ですから、これについては、その施設全体については、やっぱり新しい組織をつくって、皆さん協議、専門家の意見も取り入れながら、計画を立てて、理解を得ながらやってほしいと思います。

次の質問に移りますけれども、法律どおりの消防団員の報酬引き上げを求めて質問いたします。

昨年 12 月 5 日に全会一致で可決した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律並びに同月 13 日消防庁次長通知は、平成 24 年度交付税単価は、団員報酬が 3 万 6,500 円、出勤手当 7,000 円となっています。これより低い自治体は引き上げてくださいというふうな通知です。

そこで伺います。

①、本町の団長、分団長、団員の報酬額は、交付税単価との比較ではどうなっていますか。

②、交付税単価からみて、団員報酬は早急に引き上げるべきではありませんか。

③、消防団員の根拠法である地方自治法第 203 条の 2 と第 204 条並びに本町条例から見て、この報酬は適正に支給されているか見解を伺います。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のご質問で、消防団員の報酬についてのご質問でございます。

法律どおり消防団員の報酬引き上げをとということについて、ご質問でございますが、まず、最初に申し上げておきたいと思うんですけれども、消防団員の報酬は、法律では、決められておりません。

そして、①点目の本町の団長、分団長、団員の報酬額は交付税単価と比較してどうなっているかと、②点目の交付税単価からみて、団員報酬は早急に引き上げるべきではないかという点について、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

消防費の交付税単価、この交付税の算出単価は、あくまで一般的な基準となる根拠を示したものであって、積算根拠となる団員の報酬額は人口10万人規模で563人の団員数を標準人数としたものでございます。

現在、佐用町の人口は約1万8,700人であり、交付税上。交付税算定上の標準人口10万人に比較いたしますと約5分の1程度となります。佐用町では現在1,063人の消防団員に活動をしていただいておりますので、交付税算定基礎の約10倍の団員数を保有をしていることとなります。しかしながら、佐用町の面積や地理的要件、また、近年の災害等の状況を考えれば、一概に国の示している数字にしばられることなく、地域に即した現在の消防団の人数を確保していかなければならないと考えております。

平成25年度における、交付税基準財政需要額に占める団員報酬分は853万円余りでございますが、同年度の佐用町消防団員報酬額の町決算見込額は約1,600万円であります。非常備消防費全体においても、交付税需要額約4,000万円に対して、本町の職員人件費を除く決算見込額は約9,500万円となっております。交付税算定額より、こうして多額の費用を非常備消防費に支出している現状でありまして、報酬や出動手当を引き上げるのは難しいと思っております。

また、近隣の町と比べた場合においても、団長、副団長などの報酬については、ほぼ近隣と同額であり、団員につきましては、町によりましては、報酬さえ支給していない町があるなど金額にバラつきがございますが、本町は県内の町の平均額以上を支給しているというふうに考えております。

次に、③点目の消防団員の根拠法である地方自治法第203条の2と第204条並びに本町の条例から見て、この報酬は適切に支給されているかという点についてでございますが、佐用町消防団条例で定める報酬額の規定どおり、適切に支給をいたしております。

なお、昨年12月に施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、本町でも消防団の強化のため、投光器や発電機などの安全装備や災害時の救助用資機材の整備なども順次、進めているところでございます。その点、ご理解をいただきまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷英志君。

8番（金谷英志君） 先ほど、最初の通告で言いました、消防庁次長の各都道府県知事宛

てにこう、通知が出ておるんです。この通知は、佐用町には届いてますでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） はい、見ました。

消防庁が、あのような通知をするというところに、やっぱりこの、当然、消防庁は消防団、組織の中ですから、組織の立場を最優先して、通知をされたものであると思います。

ただ、どこの市町においても、佐用町の立場、状況とは、あまり変わりありませんので、国において消防庁が、そのように通知をするなら、それに見合う、当然、財政需要額というものを算定いただいて、交付をいただきたいというのが、まず、先決、求めるところであります。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷英志君。

8番（金谷英志君） その通知の中で、町長言われた、そのもととなる、そのどういうことから出されたかということ、前段で書いているのが、近年、局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発し、佐用町も、この豪雨災害見舞われたわけですがけれども、頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大していると。

一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっているというふうな、この分析して、ですから、この通知を出したんだということですがけれども、それでいうことになっています。

ですから、その中で、いろいろ消防の防災力の強化というのがあって、7として、消防団員の処遇の改善というのが7項目目に挙げています。ちょっと、読上げます。

地方公共団体の非常勤特別職である消防団員には、地方自治法上、報酬を支払わなければならないと規定されており、その報酬及び出動手当については、消防組織法により、各市町村の条例で規定をすることとされていますが、その額については消防団活動に応じた適正なものでなければならないと考えております。

また、今回、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について規定されたところであります。

しかしながら、平成24年度の交付税単価は、団員報酬が3万6,500円、出動手当が7,000円となっているのに対し、実績は全国的に見て、これを下回る状況となっております。

これを踏まえ、交付税単価はあくまで、町長言われたように、標準的な額ではありますが、報酬・手当の条例単価が低い市町村、10万人が基準だと、ある程度の目安と言われますけれども、通知では、市町村、町村で10万人以上の町村はありませんから、この中で、条例単価が低い市町村におかれましては、積極的に単価を引上げてください。

また、出動手当については、長期間の活動の場合、手当額の引き上げ事例などについて情報提供に努めていきます。活動実態に応じた出動手当の検討を行ってください。

こういう通知なんです。ですから、そういうふうに言うんでしたら、ちょっと手当してくれということも、町長言われましたけれども、これについては、どういうふうに、対応するか、これを、どういうふうに通知を見ておられるのですか。町長。

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 先ほど言いましたように、これは、消防庁という、消防団の組織の上部団体でありますから、自分たちの、その組織の中で、それは、今現在の消防団員、なかなか確保が難しい。しかし、逆に、災害の対応等、常備消防なり防災機関だけでは、当然、十分ではない。そういう中で、消防団員にかかる、その期待といいますか、必要性というのは重要だという中で、消防庁として、そういう通達を出されたというのは、それは、分かります。

ただ、それは、その消防団、幾らにするのか。市においては、国の基準というのは、やっぱり、そこから、消防庁も国の機関ですから、国としてもっと、きちっと実情に合った形の、やはり財源措置というのをしてただかないと、10万の町ぐらいなんであれば563人。市なんかというのは逆に、消防団というのは、非常に逆に少ないわけです。そういう中を基準にして、今、交付税需要額を決めて、交付税が支給されていると、算定されているということでは、非常に片手落ちではないかということでもあります。

それと、先ほど言いましたように、佐用町もほかの近隣の、当然、これまでも長く、状況を見ながら、あらゆる面で行政、佐用町だけの単独の行政ではありませんので、そういうところから比較からして、今の現在の町の条例をつくっているわけでありまして、先ほど、その点につきましても、申し上げましたとおり、まだ、もっともっと比較して、それは上を見れば、今、金谷議員が言われるように、それはもっと少ないと、改定すべきだというふうに意見もありますし、逆に、報酬も出てないというような形で、長年、現在もやっているところもあるということでもあります。

だから、そこは、そういう近隣の状況も、やっぱり勘案しながら、これは考えていかなきゃいけないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷議員、発言時間も考慮してください。

8番（金谷英志君） はい。

その財政基準額が853万ということですがけれども、基準財政需要額の算定の、そのどういうふうに、これ853万というのは、どういうふうな算定をされたんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） これにつきましては、報酬のみの需要額ということで、計算式を言いますと、4億3,915万円、これは基準財政需要額の消防費のものでございます。それが佐用町の額が4億3,915万円ということでございます。

それに、単位費用の算定の基礎の常備消防なり非常備消防費の、この合計が1,080万円ということで、それに非常備消防費の、これが102万2,000円ということで、1,080万円分の102万2,000円ということで、これが4億3,915万円かける、この1,080万円分の102万2,000円ということで、4,155万7,000円ということになります。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） それでは、全体の非常備消防についての基準財政需要額が決まっています、その中で報酬については、分けた、割り当てたという感じに聞こえるんです。ですから、元々その基準財政需要額の団員報酬とか、いろんな非常備消防についてあります。それを積み上げて4億円になったということになしに、元々、それは決まっています、分けたということなんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 交付税というのは、私らも分からない部分がたくさんあって、そういう算出をする、こういう項目がありますよということでありまして、結局、まずは、上がポンと決まる。だいたい。で、それに対して、需要額として、こういうふうに計算がしてあるだろうということなんで、細かく、きちっと積み上げていって、団員報酬を何ぼで見て、幾らでして、その常備消防が幾らで、ドンドン、ドンドン積み上げていって、じゃあ、幾らになりますということだけでは計算はできないというものです。

[総務課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、鎌井総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 先ほど言いましたのは、この全体の非常備消防費の需要額でございます、それから報酬のみの需要額ということになりますと、この4億 3,915 万円かける、この消防費全体の 1,080 万円分の、これ1万 800 円です。円です。ごめんなさい。計算上は、その 210 円ということになります。団員報酬。そういう計算式になります。それで、853 万 9,000 円ということで、報酬のみで、計算しますと、こういうことになります。先ほど、ちょっと全体の、非常備消防の全体の需要額を申し上げましたけれど。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい。

8番（金谷英志君） そしたら、その 210 円は、その基準として決まっていると。ある程度、国のほうから基準として定められているという額と理解していいんでしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、鎌井課長。

総務課長（鎌井千秋君） 団員報酬全体で 2,101 万 8,000 円ということなんで、これ単位費

用に直しますと、210円ということになります。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） その基準の中と、本町の条例との差というのがあるんです。

先ほど言いましたように、団員については、一つの基準ですけど、目安としては3万6,500円で、団員が本町の条例では7,600円。

団長については、基準は8万2,500円。本町の条例では12万4,600円。

それから、専任副団長、まあ支団長ですけども、支団長については6万9,000円が基準です。本町の条例では10万5,500円。副団長については、基準が6万9,000円。本町の条例では、8万5,400円。

端的に言うと、団員の基準との率というか、それが違うんです。支団長なり、団長には、基準より大きな報酬。それから、団員は少ないいうふうなことなんです。この点の基準との割合の差というのは、どういうふうに見ておられますか。

議長（石黒永剛君） 答弁。もう時間がきてますけど。

町長（庵途典章君） それは、町で今、これまで長年それぞれ議論、協議してきた中で決めてきたことです。

ただ、やっぱり団長、副団長見ていると、それ、どう見るか。かかっている時間、それにかかる労力、団長、副団長、本当に何かあれば、必ず全部出てますし、どこにおいても、いろんな対策会議もあります。対外的なつきあいもあります。

そういうところから見て、じゃあ、ほんなら10万円なりが高額かという、通常の労働、1日間の拘束した時間計算、こういうことから見ると、それこそ、これは報酬じゃなくて、手当程度です。

だから、そこは、やっぱり皆さんの全体の理解の了解の中で、決められているものだというふうに思います。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい。

8番（金谷英志君） 報酬についてはね、真摯に受け止めて、通知のことも考えてやっていただきたいと思います。

終わります。

議長（石黒永剛君） これで金谷議員の発言は終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は、1時20分といたします。

午後00時00分 休憩

午後01時20分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。平岡きぬゑ君。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、2項目について一般質問を行います。1項目目は、学校跡地活用について。2項目目は、若者定住・子育て支援対策についてです。

まず、最初に学校跡地活用について質問します。

小学校統廃合ですでに未活用になった中安小学校・江川小学校の有効活用と、来年度以降予定されている小・中学校の統廃合に伴う跡地活用について、どのような取り組みを行っているのか当局の見解をお伺いいたします。

一つ、現在の管理状況について。中安、江川小学校について具体的にお願います。

その①つとして、小学校は、地域の避難所に指定された施設であり、地域との管理運営体制はどうなっていますか。

②、防犯対策はどうなっていますか。

③、教室・体育館・プールなど目的に合った管理が必要ですが、どうなっていますか。

二つ目に跡地活用について、その①、町が責任をもって対応すべきですが、どのような対応を行っていますか。

②番に、住民からは「公募をおこなってはどうか」という声もお聞きいたしておりますが、どうでしょうか。

③つ目、町と住民双方向での協議の場を持ち、建物の修繕などが必要になった時や最終的な責任を明確にし、対処することが必要だと、私は考えるものですが、いかがでしょうか。

よろしくご回答お願いします。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の学校跡地の活用についてのご質問でございますが、まず、1点目の現在の管理状況について、小学校は、地域の避難所に指定された施設であり、地域との管理運営体制はどうなっているのかというご質問でございますが、中安小学校、江川小学校を避難所として開設する時は、旧中安小学校、旧江川小学校となりましたけれども、その場合、役場職員が現地に行き、避難所運営を行うことといたしております。

次に、防犯対策はどうなっているのかというご質問でございますが、役場職員が2週間に1回程度の頻度でグラウンドの整備を実施をしております、その際に校舎周辺の見回りを行っております。窓ガラス等の破損箇所などを発見した場合は、当然、早急に修繕を行っております。

次に、教室・体育館・プールなどの目的に合った管理が必要であるがどうなっているかというご質問でございますが、校舎につきましては、今年度は教育委員会で管理を担当しており、体育館につきましては、社会体育施設として位置づけ、生涯学習課が管理をしております。

また、プール・屋外トイレ等附属施設につきましては、総務課が管理しており、プール・屋外トイレ等には立ち入りを禁止し、施錠をして管理をいたしております。

2点目の跡地活用についての、町が責任を持って対応すべきだがどのように対応をしているかということでございますが、役場内部に地域活性化支援会議を組織して、地域の活性化を支援する体制をとっており、学校跡地活用についても、この地域活性化支援会議で対応することといたしております。

地域活性化支援会議では、公共的な施設としての利活用や、企業誘致等に関する研究を行っており、さらに、企業立地のための制度支援ができないかという点など検討しているところでございます。

また、学校跡地利活用につきましては、それぞれの地域の大変大きな課題でもありますので、地域の意向を十分に考慮することが必要であると考えております。そのため現在、地域づくり協議会の中に地域活性化を考える部会等の設置をお願いしており、学校跡地利活用についても、地域でみんなが話し合い、町とともに研究をして、よりよい方向の活用を考えていきたいと思っております。そういう研究、協議の中で、町と地域との合意形成を図り、最終的な活用方法を決定してまいりたいと考えております。

次に、住民からは「公募を行ってはどうか」との声を聞くが、どうかというご質問でございますが、現状といたしましては、まず、地域づくり協議会の中に協議する場をつくっていただくようお願いしているところでございます。そういう中で、地域と十分に協議した上で、合意形成が整っていけば、公募をするというような取り組みも考えていきたいと思っております。住民双方で協議の場を持ち、建物の修繕など必要となった時や、最終的な責任を明確にし、対処することが必要だと考えるがどうかということでございますが、当然、町の現在、普通財産として管理しておりますので、町の普通財産として、町が責任を持って修繕等には対応をまいります。

以上、この場での答弁といたします。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 全国的には、学校の統廃合が進む中で、約 2,000 を超える学校が廃校になっている実態があるようです。

で、先ほど、お答えいただきました、今年4月から廃校になった江川小学校並びに中安小学校の現況について、主にご回答いただいたかと思うんですけど、避難所について、役場職員が対応するということですが、関係地域の方については、一切、その関係については、どうなんですか。管理責任ですから、役場の職員が対応するというので、鍵も役場の職員が所有している。地域の方は、鍵などの所有がどこ。全然、関係ないですか。その点、お聞かせください。

[教育課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 避難所は、教育委員会のほうで引き続き廃校になった後も、職員体制、基本は1名ですが、災害時2名体制取れるように、職員が配備する担当で鍵を持っております。

それから、近くの人にも預けているところがあるかもしれませんが、今は、2名の職員が鍵を預かっておいて、その2名の職員のうち、1名は地元の職員ということで、配備していますので、引き続き教育委員会が管理していた時と同じように避難所の体制のまま、継続して対応していきたいと思います。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） もう一つ、防犯対策なんですけれど、2週間に1回程度の頻度で巡回していくということなんです。それは、どういう、やっぱり教育委員会の先ほど言われたのほうでやっておられるんですか。お聞きします。

[教育課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 教育課長。

教育課長（坂本博美君） 2週間に1回というのは、中安と江川と互いに部署、分担して管理しているわけですが、中安小学校に関しましては、私ども教育委員会と、それから生涯学習課が分担しております、グラウンド整備、主にレイキ掻きというような、草刈りとかね、そういうところを中心にやっているんですけれども、互いに行った時には、その時に校舎の周りとか、そういう施設の状況を見ていって破損している場合は、対応していくという状況でございます。

議長（石黒永剛君） 坂本課長、マイクに近づけて話をしてください。

教育課長（坂本博美君） はい。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、分かりました。

それですね、プールと、それから特殊なトイレなどは総務課が担当して、鍵をかけていると言われたんですけれど、運動場などを活用、ちょっと昼間活用されているところなんかお見受けするんですけれど、プールなどにはトイレもあったかと思うんですけれど、そこらへんは、もう使わなくても十分対応できるようになっているんですか。

議長（石黒永剛君） 答弁は、誰がされますか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それぞれ、まだ、この4月から管理を総務課が行い、基本的にその

活用方法が、まだ決定されていない中での、当面、暫定的な管理であります。

で、運動場とか、また、体育館、こういうところは地域の子供たち、社会体育とか子ども会も使っておりますし、ただプールは危険でありますから、当然これはもう、水をためて、管理のためには水ためておかなきゃいけないんですけれども、入れないように、きちっとするということ。

それと、そのような使い方をする中で、トイレとかそういうものは、これは使えるようにしております。プールは、プール専用のトイレですけれども、それは使えませんけれども、運動場には運動場のトイレが設置されているところもありますし、当然、必要であれば、鍵は町が基本的には管理しますけれども、体育館なんかについても、地元の方に鍵をお預けして、責任を持って使っていただくというような体制もっておりますので、このへんは、町民の方が使われることですから、十分に使いやすいようにして、当面、管理をしていったらいいのではないかと考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 今現在は、その暫定的な管理運営ですけれども、本格的な管理、運営をしていくということで、町の中に地域活性化支援会議で検討していくということなんですけれども、その検討状況は、今のところ、どこらへんまで進んでいますか。

それは、今言に、廃校になった中安、江川に限らず、来年度の閉校予定であります小学校、中学校についても、どのような予定になっているのか、その点も伺います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 久保防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 地域活性化支援会議の開催状況でございますけれども、これまで4回、開催をいたしております。

その中では、まず、どういう面で活用できるのかということで、公的なもので活用できるものがないのであろうとか、それから、ほかに、どのような活用方法があるのであろうとか、そういうような協議もいたしながら役場として、どういうような支援ができるか。そういう制度支援の方法なども、今、検討している最中でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 役場のほうとして、制度的な支援ができるかどうかという点で、それぞれ、学校の何ていうんですか、対応年数であるとか、それから、公的な補助を受けて建設されていますから、そこらへんの関係であるとか、どういう活用であれば可能であるとか、そういった具体的な住民の人が検討しやすい材料というのは、そろっているのでしょうか。

ただ、地域で、どのように活用したらいいかというような、そのいわゆる考えてくださいというような形での相談ではなくって、具体的に活用するのにあたって資料的なものを

準備されているんですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、久保課長。

企画防災課長（久保正彦君） それにつきましては、今年度から専門的なアドバイザーをですね入れるということで、当初予算の時にもお答えしたと思いますけれども、そういうような方、アドバイザーを導入いたしまして、どのような戦略的なことができるのかということで、検討を、さらに加えるということにいたしております。

で、特にこの地域活性化支援会議の中では、学校跡地、既に養父市などが、随分たくさん跡地がありまして、その中で行政制度の制度支援をするようなことを考えておられますので、それなども提示しながら、うちの町として、どのような制度支援ができるのか。そのようなことを考えております。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、言われたような内容は、あくまで内部的な4回開催しているというのは、そうではないかと思うんですけれど、地域の方からは、どうなっているのかとか、それから、ここに挙げておりますように、公募を行ってはどうかというような、それぞれが思い思いの声を、私どもに寄せられるわけですので、③つ目に質問に挙げておりますように、双方向での協議の場を持つことが必要だと思うんですけれど、そういった活用の協議の場を持ったりするスケジュールというか、予定は今後、どのようになるんでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、久保課長。

企画防災課長（久保正彦君） 現在、各地域でこういう跡地活用につきましての受け皿などをつくっていただく地域づくり協議会の中に部会等を設けていただくようにということで、お願いをしております。

で、現在の各地域の状況でございますけれども、江川地域は、現在、準備中だということでございます。

それから、中安地域についても保育園のことがございましたので、まだ、立ち上げを行われておりません。

それから、来年度、統合が予定されております幕山地域づくり協議会では、既に部会が立ち上げられたということでございます。

それから、久崎の地域づくり協議会におきましても、私がまいりまして、そういうような部会をつくってほしいということをお願いしたところでございます。

以上、そういうような今、状況でございます。

で、お互いに町と地域とが合意形成を図りながら、跡地活用を考えていきたいというふうに考えております。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 何か、具体的な、それぞれ地域での受け皿が進められているという報告だったんですが、その中で、来年度以降の関係では、三土中学校、それから保育園の関係では、石井、長谷が、これはもう既に園としては廃園になっているという状態なんですけれど、ここらへんの受け皿というのは、どういうふうになっているんですか。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

企画防災課長（久保正彦君） 石井と長谷については、まだ、そこまでに至っておりませんが、同じような形で地域づくり協議会を受け皿として、その中に活性化の部会を設けていただくように、お願いをする予定でございます。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 時間的なことなんですけれど、施設が使われてない状況が長く続くというのは、好ましくないことなんで、そういった点では、そのスケジュールとしては、今年度、来年度というふうに時間は、どのような具体的に、示していただけるものがありましたら、お願いします。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 久保課長。

企画防災課長（久保正彦君） スケジュール的には、まだ、ここでお伝えすることはできる状態に、まだ至っておりませんので、ご容赦をいただきたいと思っておりますけれども、やはり、学校、校舎が何年も経ちますと古くなってまいりますので、なるべく早くというふうに考えております。

特に、町の活性化支援会議の中では、この制度支援について、なるべく早くつくり上げることで、さらに、そういうようなスケジューリングと言いますか、早く、そういう、どういうふうにするかということが、地域と話ができる状態になるのではないかと考えております。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 基本的には、学校を統廃合する段階で、合わせて、その廃校後、どのように活用していくのかということも合わせて、本来なら地域住民とともに、よく検討して、そしてことを運ぶべきだったのではないかなと、改めて、私は、思います。

現在の状況について、回答していただきましたので、それ以上は、言いません。

それでは、2項目目について、質問いたします。

若者定住・子育て支援対策について質問を行います。

5月10日付、神戸新聞では、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が5月8日発表した人口推計で、30年後の2040年に佐用町は若年女性の減少率が68パーセントで消滅の可能性があるとして紹介されました。その中で、新聞紙上ですが、副町長は「実際、子育て世代がいなくなった小規模集落は、既に消滅の危機にさらされている」とコメントされているところですよ。

たつの市は、子育て支援と市外転出を防ぐために、今年から住宅取得に町の補助を行っています。

相生市では、3年前に「子育て応援都市」を宣言し、学校給食の無料化や新婚世帯家賃補助などの施策が実を結び2013年度転入者が転出者を上回っています。

鳥取県では、保育料無償化を支援する事業「中山間地域保育料無償化等モデル事業」を始め県内の若桜町・三朝町・江府町ですか実施、事業の活用が広がっています。

若者定住対策は待ったなしの課題であり、これまでも町当局に対策を求めてましたが、人口推測の公表を受け止めて、若者定住対策・子育て支援について、改めて町当局の見解を伺います。

その①、定住対策・子育て支援として、住宅取得補助、学校給食費の無料化、保育料無償化などに佐用町として取り組むことについてどうですか。

②つ目に、町営住宅家賃が高額になったと子育て世代の入居者から声を具体的に聞いております。家賃の軽減制度の充実などを行って、定住・子育て支援につなげてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願ひます。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの2項目目のご質問であります若者定住・子育て支援対策についてというご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

冒頭、それぞれ平岡議員からもご紹介ありましたように、日本創成会議から、あのような30年後の社会、推測が発表がなされて、非常にそういう意味で衝撃を受けた市町が、非常に多かったと思ひます。

ただ、若い女性だけが減るというのではなくって、これはもう全体が減少するというところで、発表の中で、子育て世代だけを対象に、今、発表されておりますけれども、その点、もう少し、これは受け取る側が対して、報道的に、非常に大きくといたしますか、関心を持って受け止められるように、発表されたのではないかとと思ひます。

そういう、当然、状況というのは、きちっと踏まえた上で危機感を持って、対応していくべき課題だということは、以前から申し上げてきたところであります。

ただ、そうした対策の中で、いろいろな支援、経済的な支援のみで、この問題が解決できるとは、私は、思っておりませんが、少なくとも、先ほど、最初の今日の午前中の岡本議員からのご質問にもお答えさせていただいたように、佐用町のやっぱり、いろいろな社会基盤、町の環境、住みやすさ、それから、町に対する愛着、そういうのが持てるまちづくりを、これを堅実に、着実に進めていくことが、まず、大事だというふうにお願ひしております。

具体的に、近隣市町でも、こういう状況の中で、目玉的な政策として、住宅の補助、ま

た、給食の無料化とかというような政策を打ち出されている点は、重々今までのご指摘、また、当然、いろいろなマスコミからの報道、情報でも承知をしているところでもあります。

ただ、そういう直接的に経済的に負担を軽減する支援のみで、定住を促進していくということ、これには、当然限界がありますし、現在の、今、最初にご質問の中でありました、たつの市においても住宅取得補助をされると。この金額ですね、行政が補助をするとすれば、この金額程度が限界かなというふうには思いますけれども、しかし、実際に、若い家庭が、住宅を取得するという決断を、どこに家持つか、決断をする時に、当然、若い家庭においても、一生の高額な買い物でありますから、それは、いくらかでもの助成があれば、それは、その家庭において、その方、対象者においては喜ばれるというふうには思いますが、実際、最終的にそこに住宅を建て、取得し、そこで家庭を築くと、購入するという最終決断の判断には、これはなかなかないというふうに思っております。

それより住宅取得に、先ほど言いましたように、直接に補助するのではなくて、子育てや教育の充実を行い、どこにいても、しっかりと安心して教育ができる体制、また、住みやすい環境づくりという中で、若い家庭が、最初から家を購入するわけではなくて、それぞれ、段階的に定住につなげていくということで、やはり最初の、まず、家庭を持ち、一つのスタート、結婚してスタートをする。結婚生活をスタートする中で、安い、また、条件のいい賃貸住宅、こういうものも当然、町には必要だと思っておりますし、その中で、後、安価で条件のいい分譲宅地、そういうものも提供できるような、そういう政策が必要かと思えます。

若い家庭が、住宅、自分の家を持っていただいて、佐用町にずっと定住をしていただく、そういう総合的な施策について、今後、進めてまいりたいと、総合的に進めてまいりたいと考えております。

そういう意味で、中で、結論といたしましては、そのような住宅に対して、今の方にだけ住宅取得に対する補助、直接的な補助をするという考え方は、私は、持っておりません。

次に、学校給食費の無料化ということについてであります。この問題についても議会のたびに、平岡議員なりから要求なり意見が出ております。そのたびにお答えをさせていただいておりますので、私の答えが、3カ月や半年で、そうそう、こんなに変わるものではありません。同じようなお答えにならざるを得ませんが、再度、質問でありますから、お答えをさせていただきます。

現状においても設備費や調理費、運営費を除いた、現在の給食費というのは、食材の原価材料のみを、それぞれの家庭に負担をしていただいていると、そういう意味で、保護者の皆さんに、できる限り負担のかからないよう、この給食についても運営をしている。配慮をしているというところをご理解いただきたいと思います。

過疎化対策の一環として取り組むべき内容といたしましては、学校給食の無料化という1次的な方法ではなくて、先ほども住宅の中で申し上げましたけれども、町行政全般にわたる安定した長期施策の積み重ねが大切ではないかと考えております。

そういう意味で、結論としては先ほど申しましたように、私の考え方は今のところ変わりません。学校給食費の無料化については、考えておりません。

次に、保育料の無償化ということについてであります。これも昨年12月議会の議員からの一般質問にもお答えさせていただきましたとおり、保育料は前年分の所得税計算額と前年度の市町村民税の額により、保育料徴収額基準を町が定めておりまして、本町の保育料は、近隣の他市町と比較していただいても低額に設定をいたしております。

幾つかの例を挙げさせていただきますけれども、通告書の中に出ております、まず名前が出ておりました、たつの市、また、相生市、そして近隣の上郡町との比較をさせていただきたいと思っておりますけれども、佐用町の平均的な月額保育料は2万円から2万2,000円

ぐらいになり、保育料基準額表の D4 階層に該当をいたします。これは。

年齢区分によって保育料が違うわけでありますが、今回の比較は特に最近入園児が増加しております 3 歳児未満児の保育料を紹介をしているわけでありますが、国の基準額は、月額 4 万 4,500 円でございます。その中で、近隣各市町はどうかと申し上げますと、たつの市は 3 万 5,600 円、相生市は相生市の子育て対策ということでの軽減がされた中で、軽減後 3 万円、上郡町では 3 万 3,000 円となっております、各階層区分や年齢によって金額の差異は生じておりますけれども、佐用町は近隣市町とも比べていただければお分かりのように、低額な保育料を、以前から子育て支援として続けてきているという、この点については、ご了解いただきたい。そのように認識をいただきたいというふうに思っております。

また、今年度から鳥取県のモデル事業を活用されております、若桜町の昨年度までの保育料を申し上げますと、同じ D4 階層で 3 歳児未満児の保育料ならば 2 万 9,000 円、三朝町は 2 万 7,000 円でございます。昨年度までを比較すると、やはり佐用町のほうがかなり低く、佐用町は、以前、早くから低額な保育料を設定をして、子育て家庭への支援に取り組んできたところでございます。

さらに、佐用町では、同一世帯から 2 人以上の児童が保育園に入園している場合は、2 人目の児童は半額、3 人目以降の児童は無料としておりまして、三朝町では、今年度から鳥取県のモデル事業を活用して、佐用町と同様の制度にされたということでございます。

他町と、それぞれ比較することはないかもしれませんが、佐用町といたしましては、佐用町として、今後、継続して、長く支援が、こういう子育て家庭への支援が継続できるよう、維持ができるように、今後とも、これまで同様に、努力、対応してまいりたいと考えております。

次に、2 点目の町営住宅の家賃についてでございますが、同種同等の民間賃貸住宅家賃よりも、当然、低廉な家賃というふうに、町営住宅は設定をされております。

そして、現在の町営住宅の家賃というのは、全て一律ではなくて、収入に応じた適正な家賃である事が定められております。

ご質問の家賃が高額になったということは、当然、その裏には、家賃が上がるだけの所得があったということでありまして、根拠がなく住宅家賃が上がるというものではないという点を、まず、ご理解いただきたいと思っております。

町営住宅は、元々、安い低廉な家賃とした福祉的要素が大きい住宅ではありますので、基準以上に軽減を図ることはできませんが、きちっと、その家賃、収入基準に見合った町営住宅としての安い家賃、当然、民間のアパート、住宅と比べれば、安い家賃を設定した中で、今後とも町営住宅を運営してまいりたいと考えております。

また、町営住宅法に拘束されない住宅、雇用促進住宅の佐用町としての運営、こういう住宅も取り入れております。

今後とも、こうして若い人たちが、まず、佐用町で生活をはじめ、また、定住につながるような施策、こういう点について、できる限り町としても、いろいろな政策を考えてまいりたいと思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 全国的に出生数が 2 年連続で過去最低を更新して、今の現在の人

口を維持できる出生数が 2.07 だそうですけれど、少子化が歯止めがかからず 1.43 という形になっているようです。

で、結婚することも、それから出産することも困難な状況があるというのが現実なんですけれど、先ほど、新聞紙上で、数字的に衝撃的な報道であったかもしれませんが、それを受けて、今、福祉的に様々な施策で、ほかに比べても十分やっているんだということを紹介されたんですけれど、残念ですけれど、近隣の、その相生などについては、転入者が転出者を上回っているという、そういう実績が生まれてきている、明るい見通しができているんですけれど、佐用の場合、今、こうした取り組みをしてきたと言いながら、なかなか定着できない、そういうことについては、原因は、どうなのかということについては、どのように、全体的に考えておられますか。

議長（石黒永剛君） 答弁は。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 他市のですね、いろいろな政策について、私のほうから一方的に評価は、当然、できませんけれども、そういうところ比較をされて、その状況、また、原因等についての質問であれば、答えさせていただきたいと思うんですけれども、私の思うところですね。

当然、相生市が子育て宣言都市というような形で、数年前から、そうした保育料の軽減、また、給食の基本的無料化ということを打ち出されました。

ですから、そういう政策が打ち出された中で、今の人口動態、社会増減の中でね、増になったと。

当然、そういう政策を打たれておりますから、そのことが、一つの大きな要因だというふうに言われても、そうではないということとは言えないと思います。当然、相生市としては、それが大きな要因であると、それだけ大きな効果があったというふうには、当然、言われると思います。

ただ、じゃあ、ほんなら佐用町が、これまで先ほど申し上げたような形で、長年取り組んできて、人口は減っているじゃないかと。もっともっと相生市のようなことをやれば、じゃあ、それが人口が増えるのかということですけども、なかなか、それは、そうではないと思います。

やはり町の位置、その市町が置かれている状況というんですか、社会状況、そこを見て相生市というのは、それだけ、今の時代の中で、まだ、都市部に当たりますし、特に、私は、相生市さんの場合は、昔、人口4万を超えるようなですね、市であって、非常にまあ造船業が大きな力があって、経済的にも繁栄した町です。

それが、ああした産業の斜陽化によって、一気にドンドンと土地から離れていき、たくさんの用地、土地も余りました。空き家ができてきたりしました。非常にまあ、その点、苦しまれたということです。

それが、今のちょうど時代の中で、相生市には新幹線もとまりますし、特に、山陽線、神戸や姫路、神戸辺りまで、当然、通勤圏として通える、そういう山陽線、鉄道も走っております。

そして、当時、人口が減った中で、その反動として、そこに宅地等、求めやすい、そういう状況も、私はあるというふう聞いております。

これは、私も、相生にもですね、職員だけじゃなくって、知り合いもありますから、相生市の状況も、実際、財政的な問題、今後の見通し、そういうことも聞きます。そういう中で、そういう功を奏していると。現在、そういう結果が出ているということだと思っております。

佐用町においても、やっぱり、そういうどこに、政策的に、いろんなことを、町のできる限りのことはしなきゃいけないんですけども、しかし、実際に佐用町としては、そういう、その若者の、当然、支援だけではなくて、これだけ広い町域の中で、住民の方は、それぞれの地域で生活をされています。ここを、やはり行政としては全て公平に、それぞれの生活、地域を守り、支援をしていかなきゃいけない。それと合わせて、その若者の方々は、皆さんは、自分の生活として、やはりいろんな希望、夢があります。そういうものをもって、都市の生活等に、どうしても向かわれるというところ、このへんは非常に町として大きな、幾らでも財源が使えるわけではありませんから、そういうお金を、今後、使っても、なかなか効果が出てない。大きな効果として表れてないという、これは、これまでの、いろんな政策の中でも、当然、指摘をされるどころだと思います。

そういうことで、なかなか、そうして皆さんに、これだけの効果が出ましたということと言えないというのは、これは、事実だということ、私は、十分認めるところであります。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 少子化が言われてから、もう随分、20 年かかかって、歴代の政府も、その対策をというふうに掲げながら、ほとんど、その効果が、それこそ出ていないのが実態なんですけれど、今、若い人たちの希望するとか、結婚して子供を産んでとか、育てていくという、そういうことに対して、若い人の意識調査を政府が3月に発表しているんですけど、意識調査の中では、子供の数は2人以上が 53.8、3人以上は 26.9 パーセントと、非常に意識としては高い。

また、未婚の方に対する調査でも7割以上の方が結婚したいというふうに回答が出ている。そういう中で、現実として、それがされていない。そういうものの一つとして、結婚を決意する状況の答えのトップは、経済的な余裕が必要だというのがトップ。

また、子供を持つ場合の条件の問いに対しては、子育てできる職場環境、また、さらに教育にお金がかからない、それが回答としては大きかったというふうに、これは政府が発表しているものなんですけれど、そういう点で、佐用町が、これから若い人たちが住み続けていってもらうために、そういった傾向はね、国が全体として発表したものと、私は、あんまり変わらないと思うんですけど、佐用町で子育ての関係の計画書を、これからつくろうとしているんですけど、アンケートなどもとっているかと思うんですが、そういった意識の中で、子育てしやすいものには、こういうことがしてほしい。そういったアンケート結果というのが、一番、直近でありましたら、紹介していただけますか。ありましたらです。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 実は、ニーズ調査を1月の末から2月にかけて行ったかと思
います。

その後、6月の今月末に、6月30日に第3回目の子ども・子育て支援会議を予定して
おりまして、そこでアンケートの集計結果と、そのニーズの数値、今後の進め方等につ
いて、委員さんに集まってお聞きいただきまして、そこで協議をする予定にしてお
ります。

正式な、まだ、資料等については、まだ、委員さんにも公開されておられません
ので、またその後、議会等、機会がありましたら報告させていただければというふう
に思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13番（平岡きぬゑ君） 分かりました。

二つ目に、定住促進の関係で②で、町営住宅の家賃補助について、町長の答弁は、
そのとおり条例上決まったもので、その要因としては、前年の所得があったん
ではないか。そのとおりなんですけれども、佐用町内に、住宅法に拘束され
ない、いわゆる定住促進住宅ですか、その関係がある中で、同じ町内の中
で、若い人向けの支援があるということ、いろいろ見聞きして、同じ町内
にある住宅だけど、法が縛りがあるものは、そういうことについては、何
ら影響がないというような、そういう実態があるので、特別にその、若
い人たちの子育て支援につながるような支援を、私は、新たに考えられ
ないかなということ、提案したいと思うんですけれども、その点は、い
かがですか。

議長（石黒永剛君） 町長答弁されますか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 住宅に関しては、そういうふうに、きちっと条例なり
法のもとに運用しておりますし、できる限り、それに拘束されないよう
な支援をする。

ただ、その支援している、例えば定住促進住宅、これにも戸数に限り
がありますし、全ての方にその恩恵が受けていただくということは
難しいです。

ですけれども、そういう、今、現在の町営住宅というのは、そういう
年によって、前年の収入によって、大きく収入が増えれば、当然、家賃
も上がる。それだけ、頑張っていたら、収入を増やして、で、町営
住宅から持家、自分の家を取得してもらおう。持ってもらおうと。そ
ういうふうに、やっぱり誘導していかなければいけないというふう
に思っております。

現在、町営住宅の中でも、一般的な、この住宅で、これまでだと家賃
が2万5,000円とか3万円とかというような設定になるんですけれど
も、収入によっては6万を超える、7万を超えるというような、とい
うことは、それだけ高額な所得がある方が、まだ、住宅におられる
という実態もあるわけです。

それは、強制的に退去してくださいということではないんですけれど
も、やっぱり家賃が、それだけ高いということは、逆に家賃を払うより
自分で住宅をつくっていただけたらいいんじゃないかと。

そういう中で、そういう設定がされておりますので、そういう点にお
いて、できる限り、

そういう経済的な力のできた方には、住宅を取得してもらえよう、建てていただけるような誘導をしていきたいと思えます。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） まさに、その町営旧宅から一戸建ての自分の住宅を取得するために、そのたつの市なんかやっている、そういう住宅支援制度なども、新たに設ける考えがあるやに聞こえたんですが、そのようですか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） そこへすぐ結び付けても困りますけども、ただ、私、たつの市のやつも、当然、見させていただきましたけども、佐用町で、昨年度、住宅をつくられた家が、住宅を建てられたのは、60 戸ぐらい建てられています。

ただ、それは決して、若い家庭だけがつくられたわけじゃない。ある程度、当然、高齢になられてからでも、子供や孫のためのもつくれるという場合もありますし、なかなか、そういうその、若い家庭なり、これから佐用町に定住して家庭を築いて子育てをしていこうという方だけに限定をしていくというのが、年齢的な面とか、いろんな面で、きちっと分けていくということは難しい面があります。

このへんが、やっぱり公平に、やっぱり行政としてはやっていかなきゃいけないという中でも、こうした直接、住宅取得に補助金を出すというような施策というのは、行政は、基本的には取るべきではないというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡議員、発言時間を考慮してお願いいたします。

13 番（平岡きぬゑ君） それぞれ、該当する切実な学校給食の無料化もそうですし、保育料も、さらに軽減してほしいという要求もそうですし、それぞれ、それぞれの立場の町民の皆さんから、具体的に自分の要求として、いろんな角度から要求を、私どもは聞いているんですけど、直接、行政が支援することについて、町長は消極的なお考えのようなんですけれども、やっぱり財政を健全にしていくという、そういうことを中心に考えられているようなんですけど、そこに住む町の住民が、直接支援を受けることによって、元気になっていくというのは、そんなにたくさんのお金が要るわけではありませんから、そういう点では、町として、住民が元気になっていく町にしていくために、私は、直接支援というのは、大事なことだと思います。

ぜひ、そういう方向で、今のところ考えておられないようなんですけれども、考えていただけるように、住民の人と一緒に頑張っていきたいと、私は思います。

私の意見ですけれども、何かありましたら。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） これは、ずっと続けて、そういう意見は、お聞きしてきております。

ただ、私の考え方は、決して、その財政が健全というのは、これは当然、これは行政全体を行っていくためにはですね、これは大変重要なことです。

ただ、そうは言っても、財政のためだけに、そういうやるべき、また、やらなきゃいけないという施策、事業を行わないという、そういうつもりはございません。

先ほども、何回もずっと申しておりますけれども、行政、社会というのは、そんなに行政が、みんなのために、それぞれ、いろんな生活が豊かに、また、福祉の向上を目指して取り組んでいくわけですけれども、一時的に、そういう直接的な、経済的な支援を、その方にしたということが、本当にいいかどうか。私は、行政としては、そういうことは、極力することは、あまり、行政としてやるべきことではないという、そういう基本的な考え方のもとに判断をさせていただいております。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

13 番（平岡きぬゑ君） 終わります。

議長（石黒永剛君） これで、平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

続いて、5 番、竹内日出夫君の発言を許可します。竹内日出夫君。

〔5 番 竹内日出夫君 登壇〕

5 番（竹内日出夫君） こんにちは、5 番、公明党の竹内日出夫でございます。

初めて一般質問をさせていただきます。何分、不慣れなことが多く、何かとご迷惑をかけると思いますが、よろしく願いいたします。

まず、初めに一般質問通告書の訂正をお願いします。整理番号 4-1 の質問事項の要旨欄の上から 2 行目のグレーチングの後に平仮名の「が」を入れていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。今回、私は、3 点の質問を行います。第 1 点目は、犯罪のない町づくりについて。2 点目は、改正鳥獣保護法に早急な対応を。3 点目は、AED の適正な管理と有効活用についてであります。

それでは 1 点目の犯罪のない町づくりについてお伺いいたします。

私は、一つには犯罪のない安全で安心な町づくりに貢献したいと考え、議員になる決意をいたしました。

本町におきましても、以前、消防ホースの筒先が盗まれる被害が続出し、溝の蓋であるグレーチングが盗まれるという被害、さらに、西新宿集落においては放火による火災の発生もありました。

「検挙に勝る防犯なし」という言葉がありますが、佐用で犯罪を犯せば、必ず捕まるといような町をつくれれば、犯罪をおこそうとする者は、近づかず、さらには安全な町として、安心して観光のお客さんをお呼び込むことができると考えます。

町長は、常日頃、町民の安全が第一と言われております。最近では、約 9 年前、栃木県で発生しました小学校 1 年生の女兒殺人事件の犯人の逮捕に防犯カメラの活用がありました。このように、新聞、テレビを見ていますと、時々、防犯カメラの活用により、犯人確保につながったというニュースがありますが、本町の取り組みについて、以下の 6 点について

お伺いいたします。

その1点目は、本町における近年の犯罪発生実態について。

その2点目は、防犯カメラが公共施設、民間施設を含めて、設置箇所数と設置台数の実態について。

その3点目は、犯罪が発生した場合の防犯カメラの活用状況について。

その4点目は、防災無線の活用状況について。

5点目は、警察等との連携状況について。

その6点目は、ごみの不法投棄場所への設置状況について。

以上、この場からの質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（石黒永剛君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初のご質問でございます。犯罪のない町づくりについての本町の取り組みについてということについて、お答えをさせていただきます。

まず、その中での1点目の近年の犯罪発生実態についてでございますが、近年の本町における刑法犯の認知状況は減少傾向にあり、平成25年の刑法犯総数は105件で、前年に比べて4件の減となっております。

そのうち主な刑法犯罪である街頭犯罪・侵入犯罪の認知状況は54件で、これも前年に比べると5件の減となっております。犯罪の種類別に見ますと車上ねらいが12件で最も多く、次いで自転車盗難の7件というふうになっております。これは、佐用警察署に問い合わせ、佐用警察署の統計でございます。

次に、防犯カメラの設置状況についてのご質問でございますが、現在のところ町内9カ所に設置をされており、そのうち町が設置しておりますのは、西新宿出張診療所、県道上福原佐用線の福吉三叉路、国道373号線の道の駅ひらふく、国道179号線の三日月末広市ノ上交差点の4カ所でございます。その他、自治会や地域づくり協議会等により集会所や駅など5カ所に設置をしていただいております。

次に、防犯カメラの犯罪発生時の活用についてのご質問でございますが、町設置のカメラについては、警察から依頼があれば画像データの提供を行っております。昨年、消防ホースの筒先の盗難が相次いだ際は、町設置のカメラのデータを警察の依頼により提供をいたしました。

また、各団体設置のカメラについても同じように警察で必要な場合、データ提供の依頼をされているところでございます。

次に、防災行政無線の活用状況についてのご質問でございますが、町の関係課や警察等関係機関からの依頼によって、犯罪防犯用の注意喚起の放送を流しております。

平成25年度には、警察からの依頼などによって、振り込め詐欺や車上狙いの防止など16件の事案について各2回程度放送を行っております。また、16件の内訳は、消費生活に関するものが14件、つきまとい等によるものは2件となっております。

また、行方不明者が出た場合なども、町と警察が連携して放送を行っております。

続いて、警察との連携状況についてのご質問でございますが、町と警察とはお互いに情報交換を行うなど、常に連携をとるようにしております。

また、防犯協会を支援し、防犯運動や自主防犯組織づくり、青少年の健全育成、暴力団・けん銃・薬物追放運動の推進、高齢者・女性の保護活動を行うほか、毎年7月には、

犯罪のない明るいまちづくり町民のつどいを開催して、啓発活動を行っているところでございます。

最後に、ゴミの不法投棄場所への防犯カメラの設置状況ということについてでございますが、今のところ設置をしている実績はございません。不法投棄の抑止力となり、また、警察による捜査の有効な手段となると思われませんが、カメラ設置の第一義は町民の安全・安心と考えております。今後、必要に応じて、非常に不法投棄が激しいところ、そういう問題が大きい場所におきましては、地元と相談しながら必要であれば対応していきたいと考えております。

以上、それぞれの問題につきまして、簡単でございますが、回答、答弁をさせていただきました。

この場からの答弁を終わらせていただきます。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内日出夫君。

5 番（竹内日出夫君） 先ほど、町長の答弁にもありましたけれども、町内 9 カ所に防犯カメラ設置されているということでした。

それ言いますと、旧南光町には、カメラ 1 カ所も設置されていませんが、設置場所の選定基準は、何を基準としておられるのか、お伺いいたします。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 昨年、平成 25 年度で、消防の筒先等が盗まれる事件が発生いたしました。それを抑止するために、町では 3 カ所。昨年度は 3 カ所にカメラをつけました。

で、その以前もですね、上月地域のほうでですね、放火が相次いだという件がございます、これについても防犯カメラを設置したということございまして、そういうものに対応するために、町として必要と思われる時に設置をしているということでございます。

町として設置をしているものは、現在、4 カ所ございまして、後は、自治会であるとか、地域づくり協議会であるとか、そういうところで設置をいただいているものでございます。

[町長「南光地域にしていないのは、なぜかという話」と呼ぶ]

企画防災課長（久保正彦君） だから、基準というのは、その、事件が起こった抑止力としてしておりますので、その都度なんです。

で、基準という、町としては、そういう抑止するためにしているのは、基準だというふうに考えております。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） また、広報さようで確認しますと、防犯カメラの設置は、県の補助事業となっていますが、

議長（石黒永剛君） 竹内議員、マイクを利用してください。

5 番（竹内日出夫君） 防犯カメラの設置は、県の補助事業になっていますが、何件設置しても補助があるのか。そうでなければ、子供の安全のためにも、小学校区ぐらいは設置されてはいかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 防犯カメラの設置補助事業でございますけれども、兵庫県が、設置補助事業というのを持っています。これはご存知だと思っておりますけれども、これに応募、申請をしていただいて、採用されれば、町としても、その裏補助というか、随伴補助をしたいということで考えております。

で、これに申請をしていただいて、採択されれば、何カ所でもというか、採択された数だけは、それでいけるというふうになっております。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） また、この補助事業は、募集期間が7月15日までとなっていますが、自治会あるいは地域づくり協議会からの要望で設置するのか。これでは、偏るのではないかと思います。答弁を、よろしくお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） これは、防犯カメラの設置事業につきましては、5月28日の自治会長会の中でも披露させていただきまして、申請をしていただくような形でお願ひしております。

その中では、既に、5カ所ぐらいから問い合わせが来ているという状態でございますので、カメラが抑止力として考えていただける地域であれば、そのような形で利用させていただければと思います。

で、募集期間は7月15日までということになっておりますので、改めて、ここでお知らせしたいと思います。

また、その随伴補助の佐用町の募集期間は来年の1月9日までというふうになっておりますので、あわせてお知らせをいたします。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 町では、この補助事業により設置された団体に対し、県補助金に乗せして補助する旨が広報に載っていましたが、個人が設置する場合は、どうなんでしょう。お伺いします。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 町の補助につきましては、県の随伴補助ということになります。で、県が補助対象者として定めておりますのが、自治会、地域づくり協議会、防犯組織、その他一定の地域を基盤に活動を行う団体ということでございますので、個人は対象外でございます。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5番（竹内日出夫君） また、今までの犯罪発生した場合に、この防犯カメラを使って犯人を検挙に至ったという場合が、よくあるんですが、この場合、佐用町だけで、防犯カメラの設置する場所を考えるのではなくて、隣接の市町と、岡山県も込めてですけど、相談されて、どこに設置したらいいかというような、他市町との連携はいかがですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、久保課長。

企画防災課長（久保正彦君） 他市町では町が特別に防犯カメラをつけているというのは、学校等についている場合があるんですけども、ほかではないというふうに聞いております。で、私どもが町として設置する場合には、佐用警察署と協議を十分した上で、どこが妥当かというところを協議しながら設置をいたしております。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5番（竹内日出夫君） よく分かりました。
防犯カメラをもっともっと有効に設置していただいて、安全・安心なまちづくりに努めてほしいと思います。
この防犯カメラにつきましては、肖像権や個人の秘密など、難しい問題もあり、警察とも連携をとりながら、取り扱いには、十分の注意を払いながら活動していると考えます。

犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、効果的な設置と運用をお願いして、私の質問を終わります。

議長（石黒永剛君） まだ。2点目は。

5番（竹内日出夫君） 1点目の質問を終わります。

議長（石黒永剛君） 2点目の質問をお願いいたします。

5番（竹内日出夫君） 何分、不慣れなもので申し訳ありません。

それでは、2点目の質問に入ります。

本年5月23日、参院本会議で可決成立した改正鳥獣保護法は、増えすぎた鹿、イノシシなどが農作物や生態系に深刻な被害を与えている実態を改善するため、捕獲を強化する内容です。

改正点の主な内容は6点あり、1点目は個体数が著しく増加したり、生息地が拡大したりしている有害鳥獣を減少させる計画を都道府県が策定するよう規定しました。

2点目は、狩猟免許取得者の減少・高齢化を踏まえ、捕獲の専門事業者を都道府県知事が認定する制度が創設されました。

3点目は、捕獲を担ってきた猟友会のほか、警備会社などの参入を想定し、効率的な捕獲体制の実現をめざすことになりました。

4点目は、網やわなを使った猟の免許が取得できる年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げ、若い人材の確保も進めることになりました。

5点目は、人里に下りてきた鳥獣が人間に危害を加える事例の増加を踏まえ、都道府県知事の許可を受けた場合は、住宅地での麻醉銃の使用を容認することになりました。

6点目は、十分な安全体制を取っていると認定できた場合に限って、都道府県や国から捕獲事業の認定を受けた認定事業者に夜間の猟銃使用を認めることになりました。

以上の6点が、主な改正点ですが、農作物への被害は、年間200億円前後で推移しており、被害の7割は鹿、イノシシ、猿によるもので、国はこれらの個体数を今後10年間で半減させる計画に乗り出しております。

そこで、この改正法に本町としては、どのように取り組もうとしておられるのか、次の4点について、お伺いします。

1点目は、去年の被害状況について。

2点目は、本町の鹿、イノシシの個体推計は。

3点目は、去年の捕獲状況は。

4点目は、10年後の個体数の計画は。

以上、答弁をお願いします。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁をお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、2項目目のご質問でございます改正鳥獣保護法に早急な対応をとということに対してのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の昨年度の被害状況についてのご質問であります。農業共済組合への届け出があった平成25年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査票によりますと、水稻については、被害面積450アール、被害金額513万8,000円で、豆類につきましては、被害面積1,190アール、被害額93万9,000円となっております。

これ以外についても、自家消費野菜等の被害も、当然、発生をしておりますが届け出等がなく、状況把握することは困難でありまして、自家消費野菜等についての被害額は把握はいたしておりません。

しかし、先ほど申し上げました、この被害額、この程度の被害額になっているということは、この被害を受けたないために、防護柵の設置等、被害防止対策に多額の費用と労力をかけているという、それによって、農作物の被害を防いでおりまして、被害額としては、こういう被害額になっているということでもあります。

その被害防止対策として、それぞれの農家の方が、それに費やしている労力は別にして、防護柵の設置、また、捕獲した、駆除した鹿やイノシシの処理、そういうことに年間数千万の費用をかけているという実態でございます。

また、こうした野生鳥獣、特に、鹿の林業被害についてでありますけれども、林業被害も、毎年かなりの被害が出ておりまして、数字としては約5ヘクタールの被害があったということでもありますけれども、これは過去からしますと、相当の面積被害を受けた山が存在をしております。

その他、車への衝突など交通事故も発生をしておりますけれども、昨年度は、その交通事故による人身被害の発生は把握しておりません。一昨年度ぐらいに、郵便配達の方が、鹿と衝突してケガをされたというような人身の被害も発生をしたところであります。

次に、2点目の本町の鹿、イノシシの個体推計数についてのご質問でございますが、野生動物は広い区域にわたり移動するため佐用町域内の鹿、イノシシの生息数の推定は、これは困難でありますので、佐用町としては、把握はできません。

しかし、兵庫県においては、県の本州部の域内での鹿については、平成24年度猟期前の生息数値として、これも非常に大きな幅があるんですけれども、8万2,000頭余りから17万8,000頭ぐらい。そういう大きな幅の中で推定がされております。

また、イノシシについては、個体数変動が激しい動物であり、自然増加率や生息個体数の推定誤差が大きくて、適切な調査方法もないために、目安としての推定個体数しか表示をされておりますが、その推定生息数は8,000頭余りから5万頭近いというふうに推定をされております。このように野生動物の推定個体数につきましては、県におきましても、県の森林動物管理センターが、いろいろと調査をしながら推計をしておりますけれども、なかなかきちっとした把握ができないというのが、実態でございます。

次に、3点目の昨年の捕獲数についてのご質問でございますが、佐用町での昨年度の捕獲数は、有害鳥獣捕獲活動及び猟期中に捕獲した頭数は、鹿で3,930頭、イノシシで約740頭を捕獲しております。

また、これ以外にも防護柵ののり網等にひっかかったり、また、交通事故等により死亡した大型野獣179頭の処理を行っているところでありまして、イノシシ、鹿合わせて、5,000頭近い野生動物を捕獲しているという実態でございます。

次に、4点目の10年後の個体数の計画についてのご質問であります。先ほどもお答えしましたとおり、佐用町内の生息数の推定が困難であるため、町としての生息数についての推定や、また、計画、把握はできません。

しかし、兵庫県においては、鹿について第4期シカ保護管理計画の平成26年度事業実施計画の中では、平成28年度に目撃効率、ひとつの鹿等の分布している密度ですね、その目撃効率1.0を目標にして、年間捕獲目標を兵庫県全体として3万5,000頭とし、そのうち佐用町での最低捕獲目標頭数を2,554頭というふうに設定をされております。

イノシシにつきましては、捕獲目標頭数の設定はございませんが、農業被害のほか交通事故などによる人身被害も増加していることから、生息密度の軽減を図るため、鹿、イノシシとも、狩猟期間を延長をされております。

鹿、イノシシとも兵庫県においては、毎年生息数の推定を行い、目標となる生息密度となるように捕獲頭数を設定をされるため、現時点において 10 年後の生息数の計画というのは示されてはおりません。

農作物等の被害を低減させるためには、個体数の調整と被害防止対策が必要でありますので、今後におきましても個体数調整として有害鳥獣捕獲活動を佐用郡猟友会に依頼をし、駆除活動を実施、継続していきたいと思っておりますし、また、獣害防止柵の設置補助を継続していくことで、獣害よる農作物等への被害防止対策の強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、竹内君。

5 番（竹内日出夫君） 今回の改正法で、特に注目されるのは、野生動物の保護に、管理することが追加されました。特に、注目されるのは、住宅地での麻酔銃の使用と、夜間の猟銃の使用だと思えますが、特に、この 2 点に力を入れ、個体数の減少に努めてはどうかと思えますが、お考えをよろしく願います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 捕獲についてもなかなか有効な捕獲、効率的な捕獲ができないということで、まず、一番大きいのは、猟友会の方々に依頼して、銃による捕獲、駆除をしていただいているということでもあります。

ただ、それにも大きな制限があって、銃刀法によって、銃が撃てる範囲ですね、住宅から何メートル離れてなきゃいけないとか、また、道路から撃ってはいけないとか非常に厳しい制限がありますし、特に夜間の狩猟は、銃を使用することは、今迄強く、厳しく規制をされてきております。

ですから、なかなか、そうした夜間に集まっているところで、本当に銃が撃てれば、もっともっと効率よく、たくさん駆除ができるだろうということを思いながらも、それができないのが現実だったんですけれども、先ほど、竹内議員のほうでは、夜間の狩猟ができるように、今度、変わるということですか。

私は、県にあります森林動物管理センターのほうの役もしているんですけれども、そういうことについては、まだ、私のほうには情報としては、いただいておりません。

それができればですね、非常に大きな力になるのではないかと思います。申し訳ございませんけど、私には、そういう情報は、まだ、来ておりません。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 先ほど、町長が言われた改正法の中に含まれておりますので。それから、有害鳥獣の駆除には、猟友会との連携が非常に大切だと考えます。猟友会と

の連携は、どのようにされていますか。お伺いします。

〔町長「さっきのところと、農林振興課長」と呼ぶ〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。先ほどの件も踏まえて答弁してください。

農林振興課長（横山芳己君） 先ほどの夜間の狩猟、あるいはまた、住宅集合地域の麻醉銃の許可の件について、ちょっと、補足させていただきます。

まず、住宅集合地域等による麻醉銃の許可のことなんですけれども、まず、これにつきましては、最近、六甲山系とか、そういうところで、住宅地にイノシシなりが出て危険があるというようなことでの踏まえての改正かと思えますけれども、佐用町におきましては、住宅密集地もありますけれども、近年、そういう話は聞いておりませんので、麻醉銃による住宅地云々のことにつきましては、あまり該当はないのかなということ、ちょっと、考えられることはあります。

後、夜間の狩猟可能ということなんですけれども、これにつきましては、県知事や、また、国の機関が、認定鳥獣捕獲鳥獣事業者に委託して行わせるということで、詳しい方法とか、そういうのはまだ、はっきりしておりませんので、それが果たして猟友会が該当するかどうかというようなことも踏まえての、今後の検討になりますし、後、それこそ、住宅の近辺やそこらでできませんので、後、山の中の林道の中とかいうことでしかできないと思いますから、それにつきましても、今後の方法、それらも踏まえて、検討するべきになれば、検討する必要があるかということは思います。

後、猟友会との連携なんですけれども、通常の猟期につきましては、特には、猟友会とは連携をとっておりませんが、猟期期間外につきましては、ほぼ年間を通して、有害鳥獣捕獲の依頼をしております。これにつきましては、イノシシ、鹿はもちろんのこと、後の状況によりまして、ヌートリアとか、ハクビシンやアライグマの捕獲につきましても、猟友会を通じて捕獲をすることがございます。

以上でございます。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 先ほど、農林振興課長のほうからは、猟期については、猟友会と連携がないということでした。

また、有害獣の駆除期間中は猟友会と連携があるということなんです、これは通年を通して、連携をとりながら、捕獲活動に力を入れていくのがよいのではないかと思います、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、横山課長。

農林振興課長（横山芳己君） 申し訳ございません。ちょっと、舌足らずでございました。

連携をとっていないのではなくして、要は、捕獲については、猟期期間中は、やはり個人の責任においてされておりますので、そういう意味で、連携をとっていないということ

言ったままでございまして、後その、どう言うんですかね、危険な、イノシシなりが危険な場合とか、後、ツキノワグマにつきましてもは捕獲は禁止なんですけれども、そういうことが、もし、住宅に出てくるとするなれば、当然、連携をとることがあります。そういうことで、連携はとってないわけではございませんけれども、獲物をとることに関しての話はしないということでございます。

はい、舌足らずでございました。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 竹内日出夫君。

5 番（竹内日出夫君） もっともっと、猟友会の方と連携をとっていただいて、有害獣の捕獲に力を入れてもらって、農作物への被害を減らしていただきたいと思います。

それと、田んぼや畑等の周辺の雑草や樹木を刈りはらい、見通しをよくすることによって鹿、イノシシが出没しにくいような環境がつかれるようにと思いますが、こちらの事業にも力を入れておられるのでしょうかね。お伺いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） それにつきましては、森林・山村多面的機能発揮対策という事業かと思っておりますけれども、これにつきましては、昨年度から事業が実施されまして、町の直接補助じゃなくして、県からの助成になるわけですが、これにつきましては、昨年度が 10 地区におきまして、事業を実施されております。

後今年度につきましては、若干増えますけれども、4 月時点で 2 地区ほどの追加要望があったということで聞いております。

後また、事業が違うんですけれども、南光地区のほうで、バッファゾーンということで、里山の伐採ですか、それらを取り組んでおられることもありますので、そういう意味で、推進の、この森林山村の多面的対策につきましては、農会長会なり自治会長会なりで普及促進を図っておるところでございます。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、竹内君。

5 番（竹内日出夫君） 猟友会、また、関係者の方と連携を強化しながら、獣害対策のほうも進めていただきたいと思います。

これで 2 点目の質問を終わります。

続いて、3 点目の質問に入ります。

AED の適正管理と有効活動についてお伺いいたします。

AED 自動体外式除細動器は、皆様御存じのとおり、心疾患により突然心臓が止まった傷病者に除細動を与え、心臓の働きを戻すものです。

平成 16 年 7 月から医療従事者だけでなく、一般の人でも AED の使用が可能となり、公共施設や民間施設への設置が進んでまいりました。

本町においても公共施設へ設置が進み、民間施設も含め、AEDの機器を見る場面が増えてまいりました。

しかし、いざという時にAEDが身近にない、あるいはあっても知識がないため使えない。というようなことがないように備えが必要であります。

また、赤穂市においては、ジュニア救急教室の第1段階として小学3年生に、第2段階として小学6年生に、そして第3段階として中学2年生に救急教室を実施しております。その結果、子供同士の連帯感が養われるとともに、命の大切さを身を持って感じてもらうこと。社会の一員として救命技術を身につけること。また、情操教育にもなり、いじめがなくなったという効果もあるようです。これらのことは、家庭内での話題ともなり、保護者への啓発にもつながることが期待できます。

そこで、AEDの適正管理と有効活用について、お伺いいたします。

1点目は、設置状況について。

2点目は、公共施設である学校等の建物内にAEDが設置されているが、閉館時には使用できない。その対応は。

3点目は、イベント等での貸し出しは。

4点目は、保守管理、本体及びバッテリーの点検は誰がいつするのか。

5点目は、講習状況、小学3年生以上、中学、高校は。

6点目は、24時間営業のコンビニ等、町内の店舗に設置は。

7点目は、町内の設置状況が分かるマップの作製は。

以上、7点について、お伺いいたします。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からの最後のご質問でありますAEDの適正管理と有効活用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の設置の状況はとのご質問でございますが、平成25年8月時点の調査であります。設置場所は町内で78カ所で設置台数は80台となっております。

設置箇所の内訳といたしましては、公的施設が37施設、病院、福祉施設が19施設、その他民間企業等が22施設となっております。

次に、2点目の公共施設である役場庁舎、学校等の建物内にAEDが設置をされているが、閉館時には使用できないが、その対応はとのご質問でございますが、学校につきましては、全て職員室にAEDを設置しており、社会体育等でグラウンドを使用している祭、心肺停止等、不慮の事故が発生した場合は、人命に係わる緊急事態でございますので、窓ガラスを壊してでも職員室に進入していただき使用をしていただくよう、全ての学校で日頃使用していただいている団体の代表者等に説明をし、迅速な活用をお願いしているところでございます。

また、地域の集会所や地域づくりセンターにおいても、閉館時は管理上、施錠しておられますが、AEDを使用する緊急事態が発生した場合は、学校と同様に窓ガラス等を壊してでも進入していただき使用していただくよう地域の方々に周知され、迅速な活用をお願いをされているところでございます。

次に、3点目のイベント等での無料貸し出しはということでもありますけれども、観光協会において、商工観光関連イベント用のAEDを備えており、観光協会、町関連イベントの際には、会場に持ち込んで迅速な対応ができるように備えているところでございます。

次に、4点目の保守管理として、本体及びバッテリーの点検は誰がいつ行っているか、その状況はとのご質問でございますが、学校においては、ケース表示の耐用年数に沿い、パットは2年、バッテリーは5年のサイクルを守り、学校、教育委員会で業者に依頼し管理しているところでございます。本体の耐用年数は、7年となっておりますが、2年毎のパット交換時に本体機能の点検を合わせて依頼をしております、定期的な保守管理を行っているところでございます。

その他公共施設等に設置している、AEDの保守管理につきましても、それぞれの耐用年数にあわせて、施設の担当が業者に依頼し、定期的な管理を行っているものでございます。

次に、5点目の小学校、中学校、高校の講習状況はとのご質問でございますが、小学校につきましては、年1回夏休み前に、水難救助法と一緒に、人工呼吸法、AEDの使用方法について消防署職員による講習会を保護者、教職員を含めて実施をいたしております。

学校によっては、5・6年生の児童を対象に、AEDの使用方法について別に消防署の指導を受けている小学校もございます。

中学校につきましては、3年生を主に救命救急法の実習として人工呼吸、AEDの使用方法について消防署職員による講習会を行っております。

高校につきましては、2年生を対象に救命救急法の実習として人工呼吸、AEDの使用方法について、消防署職員による講習会を実施をされております。

次に、6点目の24時間営業のコンビニ等、町内の店舗の設置状況ということですが、現時点では、町内のコンビニ等には設置をされていないようでございます。

最後に、町内の設置状況が分かるマップの作成はとのご質問でございますが、平成25年8月時点で消防署が把握している設置状況を示した位置図として簡略なものはございますが、佐用町内AED設置マップとして作成をしております。

以上、このAEDの有効活用についてのご質問に対して、この場での答弁とさせていただきます。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5番（竹内日出夫君） 大分前になるんですが、小学校だったと思うんですが、球技中にボールが胸に当たって亡くなったという事例が、私の記憶にあるんですが、特に野球、それからソフト、球技の時には、そういうAEDがすぐ使えるような状況で、中学生、小学生がクラブ活動をしておられるんでしょうか。お伺いします。

[教育長 挙手]

議長（石黒永剛君） 教育委員会。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、申しましたように、学校は基本的には職員室に設置しております。各学校とも職員室が不在という状況はつくっておりませんので、緊急事態の時には、グラウンドも大方の学校は距離が近いわけです。

しかし、三日月中学校等は、ちょっとグラウンドが遠いというような状況もありますが、そのケースバイケースによってですね、持ちだしたり、その近くに運んでおいて対応すると、そういう対応を、学校のほうでしているところです。以上です。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5番（竹内日出夫君） それから、学校でクラブ活動として球技をするとという場合は、分かりました。
で、テクノの運動場を使って球技する場合、こういう場合は、用意されているのでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） テクノのグラウンドというのは、サッカーとか、そういうことでしょうか。
それは、多分ですね、これ主催者側が、それぞれ準備とか、そういう手立ては打っていると、そのように考えております。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5番（竹内日出夫君） それから、町長の答弁ではコンビニにはAEDの設置はないという説明がありました。
これ、コンビニなんか置いてもらったら、一番活用できるのではないかなと思うんですけども、そういうコンビニ業者に働きかけはいかがですか。

議長（石黒永剛君） 何か答えられますか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 24時間あいているところであります。
ただ、不特定多数の方が使われておりますから、そういう意味では、逆にコンビニなんかが、そういう事態が起きる可能性というのは高いというふうに、今、竹内議員おっしゃられているというふうに思います。
全国にコンビニが、どこに行ってもあるというふうな状況の中です。このAEDについても、これは、そういうAEDの設置という必要性、こういうことを佐用町だけではなくてですね、当然、コンビニを運営している会社、そういうところと、そういう活動に対して理解を得られるようにですね、今後、協議をさせていただいたり、提案をさせていただくというようなことが必要かというふうに思います。
一つのご意見として、お聞かせさせていただきます。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5番（竹内日出夫君） それから、小学校、中学校、高等学校とはAED、また、救命救急の講習をされていると、こういうことです。

いわゆる、われわれ成人といいますか、老人会の会合とか、いろいろあるわけですが、そのAEDのあるところでは、誰でも使えるという状況になれば、先ほど、言いましたように、あっても使えないというようなことが起きる恐れがあるわけです。

それで、いろんな会合を利用して、講習をもっともっと活発にさせていただいて、もし、このAEDが使える状況になれば、誰でも使えるような講習。使えるように講習を、もっともっていただきたいなと思います。

そして、子供からお年寄りまで、本当に命を大切にする、この佐用町民でありたいなと思っております。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（石黒永剛君） これで、竹内日出夫君の発言は終わりました。

しばらく休憩いたします。3時20分までといたします。

午後03時05分 休憩

午後03時20分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き、会議を続行いたします。

引き続き、一般質問を行います。

4番、廣利一志君の発言を許可します。廣利一志君。

[4番 廣利一志君 登壇]

4番（廣利一志君） 4番、廣利一志です。今回、徳久バイパス沿い農産物直販所につきまして、7点にわたって質問をしたいと思っております。

まず、再確認ですけれども、一連の流れだけ確認をしますと、2月に地元住民向けの説明会というのがありまして、バイパスの建設完工にあわせて、農産物直売所を新設するという話があったように聞いております。

3月、町内直売所の代表の方々への説明会があったと。その中では、既存の施設との共存を図るといことが言われたと。

また、3月の議会の中での町長の一般質問に対しての答弁。その中で、詳しい内容は、また、後ほどの質問の中で質問させていただきますけれども、新しい特色として、体験型農業、展示型農業、若い人が研修を受けられる農業を取り組んでいく手助けになればと、そんなふうな説明があったように思います。

その後、5月ですけれども、味わいの里三日月での定例の総会の中での農林振興課室長の構想説明というのがありまして、その中では、既存の施設との一体的な経営と。例えば、合資会社的なものというようなことが出ましたし、新規出店、これは徳久バイパス沿いですけれども、新規出店で利用者が増えることを考えているというような一連の2月から5月ですけれども、流れがありました。

一連の流れの中で感じますのは、全体計画、総合的な構想が最初になくて、日を追って

計画が出てくることで関係者の方の不安が生じているのではないかなというところが、まず1点あります。

で、この際ですから、全体計画の明示ということをはっきりと、ここでお示しをいただきたいのと、今後のタイムスケジュールというのは、どんなふうになっているのか。明らかにしていただきたい。

経営についての第三者による客観的な経営診断というものについて、されるのか、されないのか。質問をさせていただきます。

4点目に、3月議会でも答弁をされておられますけれども、既存の顧客だけではなく、新しい顧客の確保云々というふうに言われております。3番目と関連すると思っておりますけれども、その根拠、裏付けについて、ここで明らかにしていただきたいというふうに思います。

5点目に、味わいの里三日月については、町長の3月の答弁の中にもありましたように、あるいは午前中の答弁の中にもありましたように、農村レストラン風に特化ということが出ております。直売をやめて、農村レストラン風に特化というふうにお考えなのでしょうか。お尋ねをします。

6点目に、佐用高校との連携については、3月の議会の中でも、若干、触れられていたように思います。構想、プランについて、佐用高校のほうに、そのことについては、明示をされているのかどうか、その点もお尋ねをしていきたいと思っております。

最後に、町内の直売所は、午前中の町長の答弁では4カ所というふうにおっしゃってましたけれども、7カ所、8カ所、生産者の方はあるというふうにおっしゃっているんですけども、ひまわり館、ふれあいの里上月、それから、味わいの里三日月など既存施設との一体的運営について、先ほども5月の構想説明の中で、若干、そのあたりが触れられたりしておりますけれども、合資会社云々という話がありましたので、その点についてお尋ねをします。

後の質問は、そちらの席で、また、行わせていただきます。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

徳久バイパス沿いに構想を計画をしております農産物の直売所についてというご質問でありまして、これは、ご質問につきましては、午前中の金谷議員からも同様のご質問をいただき、それぞれお答えをさせていただいております。同じような、答えになる部分もたくさんあると思っておりますけれども、それぞれ、質問に沿って、私なりのお答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、この計画、全体計画、総合的な構想が最初になくて、日を追って計画が出てくるために、そのことで関係者の不安が生じているのではないかというご指摘でございます。確かに、そういうふうなご指摘のところはあると思っております。

ただ、こうした新しい事業に取り組んでいく時ですね、どのような事業でありましても、その構想を形づくりの中には、いろいろな要素や要件が、当然あります。全体計画として、その計画案をまとめていく過程には、一つ一つ、その要素や要件、これをクリアをしていかなければなりません。

そのために、今年度、当初予算につきましても、この事業に対しては、測試、まず、そういう計画を進めていくための予算ということで、当初予算としては、あの計上をさせて

いただいております。

当然、こういう事業には、最初のとっかかりといいますか、一つの構想があって、その構想を段階的に具体化していくわけでありますが、今回のような、こういう事業、施設につきましては、いろいろな要素が絡んだ構想でありますから、こういうその計画を、町当局だけが一方的に計画案をつくっても、これは皆さんの協力がなければ、実現することは難しいと思いますし、一方的に、例え、その施設ができたとしても、その目的を達成するための効果的な運営をすることが、これはできないというふうに思っております。

ですから、その構想を、また、計画をそれぞれ関係者の方々に説明する、その段階、いろんな関係者にも立場の関係者があります。いつ、どのような段階で説明をしていくか。これは、一律には判断ができないところがあり、非常に難しいところでもあります。

例えば、こういう事業につきましては、当然、大きな財源も必要でありますし、また、国や県の支援もいただかなければなりません。

そのためには、議会にも十分に協議をさせていただきながら、町が一体となって事業の推進にあたる合意形成が必要であります。

また、特に、こうした施設について、その適地、この施設をつくるための用地を確保ができなければ、その計画そのものが成り立ちませんから、そうした地権者をはじめ、地域の皆さんの、当然、協力も大変重要であります。

また、当然、同時に、この施設を効果的に、また、活用し、事業の目的を達成するためには、農作物を生産していただいている生産者、また、現在、長年にわたって、それぞれの施設を運営しながら多くの経験を積んで頑張っている関係者、そういう方々の協力も必要ですし、協力をいただくためには、理解をしていただくことが必要でございます。

そのように計画を具体化をし、また、実現をしていくためには、それぞれの関係者の方々、それぞれ順次、こういう協議を進めていき、総合的な構想にまとめていくという作業、それが必要でありまして、それには、ある程度、時間を要しますし、また、どうしても後先になってしまうという部分もあります。

そういう点については、事業というものについての、先ほど申しましたような中で、ご理解をいただきたいと思っております。

この度の、徳久バイパス沿いで、こうした直売所の構想の発端というのは、これは、私が、徳久バイパスの現在の工事現場を視察した際に、周辺を歩いて、以前から新しい、これからの若い人たちが取り組んでいけるような農業、これを支援するために、どういうことしたらいいのか。何ができるかというような問題意識を持っているわけでありますが、そういう問題意識から発想したところがスタートであります。

そして、この構想では、まず、用地の問題が非常に重要でありまして、徳久バイパス沿いのこの用地、佐用町の中央部にも位置しますし、長年の、このバイパスというのは懸案でありまして、非常に新しい道路ができるということ。これは、大きなPR効果もあると思っております。

そういう場所的にも高台で見晴らしも日当たりもよいところでありまして、また、周辺の状況を見ますと、荒廃した農地も散見しますし、地域の皆様のご理解や地権者のご協力が得られれば、ある程度まとまった用地の確保が可能ではないかというふうに判断をして、そして、担当者に用地の基本的な調査ということをし、まず、指示をしたところであります。

また、できるだけ急いで検討に入った理由は、この徳久バイパスの現在の工事が順調に、今、進んでおります。そういう工事に伴いまして、この徳久バイパスも来年の秋には開通をするという行程の中で、道路建設が進めていただいております。そういう道路沿いにこ

の施設を計画するとすれば、できるだけ、この道路建設に整合性を持たせて、造成工事や排水路の工事、進入路や排水路、こういう工事が後戻りなく工事と整合性を持ってスムーズに行えるよう、そういう協力も県にお願いをしていかなきゃいけないということで、県土木との協議を、できるだけ早く行う必要性を感じて、そのために、基本的な土地の調査をさせたところでもあります。

それと同時に、地権者をはじめこの用地周辺の方々に、まず、構想の概要、こういう施設の構想の概要を説明して、こういう計画を今後進めていきたいという考えに対しましてですね、基本的に協力がいただけるかどうか。地元としての基本的な合意をいただけるかどうかということが、やっぱり一番最初に確認をしていかな、進めなきゃいけない、また、順番でありまして、地元説明会という形でこの説明会を行ったところでもあります。

その次に、当然、先ほどのお話しましたように、現在、それぞれの直売所の関係者の方々にも、当然大きな影響があり、また、一緒にこういう事業にも取り組んでいただかなければなりませんので、事業に対しまして、いろいろと説明をし取り組んでいくためのお願いをしてきたところがございます。

これまでの協議の中で、地元地域では、特に、この計画に対しての反対や異論がある声は聞いておりません。

また、県土木との協議におきましては、バイパスの工事は既に設計どおり順次、着実に実施をされているわけで、これを施設のために大きく変更するということは、当然、できませんし、また、その必要性もないということで、施設の計画は、道路にあわせて、今後、計画をしていけば、特段大きな問題はないというふうに考えております。

そういうことが確認できれば、当然、当初、開通にあわせて、できれば施設をつくっていきたくと、そういう時間的なタイムスケジュール、これについては、どうしても、それにあわせなければならないというような物理的な制約というものはありません。道路が開通した後に、造成工事を、もし事業が行っていくとすれば、その造成工事から進めていくことができるというふうに考えております。

今後につきまして、金谷議員のご質問にもお答えをさせていただいたとおり、現在の直売所の関係者の方々、まあ、生産者の方々との協議も、当然、まだ必要で、重ねていかなければなりませんし、町といたしましても、施設の研究を十分に行っていき、できるだけ今後の新たな新しい農業を目指して、若い農業を目指す、若い方が農業を目指していただけるような、そういう可能性が期待ができるような構想になるように、これから計画をまとめていきたい。進めていきたいというふうに考えております。

元に戻りますけれども、全体計画や総合計画が最初はないという点につきましては、そういう事業の進め方の中で、これは、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、今後、経営についての第三者による客観的な経営診断はされるのかということでもあります。この点についても、午前中の金谷議員のご質問にもお答えをさせていただきました。これまで、こういう、いろいろな商店街の活性化とか、問題について専門のコンサルと言われる方がかかわって、いろんな調査を計画をされてきておりますけれども、なかなか、それが、その計画というものが、何を基準に計画をするかで大きくその内容が変わってきます。

そういう意味で、こういう経営診断について、その診断を誰に、本当にしていただき、その診断が、どれだけの信頼性、信用性があるかという、そういう点、これは非常に難しい判断であると思っております。

基本的には、町がいろいろと視察、現在でも初めての施設ではないので、ほかの他の施設の状況も、よく勉強して、佐用町に当てはめて、やはり関係者、みんなの中で考えていくということが大事だというふうに思います。

ただ、最終的に、こういう事業に、最後の決断をする中で、いわゆる専門家の診断というものが皆さんに必要なだと、それがあれば安心だという、そういう点においてはですね、必要であれば、また診断を行っていただくような形をとることも、これも検討しなければならないと思っております。

次に、3月議会でも答弁した、既存の顧客のみならず新しい顧客の確保云々という点について、その根拠や裏づけはということでございますが、そうした、私も専門家ではありません。ただ、全国的にも大規模で品揃えのよい販売所は大きな集客力を持っているという実態はあります。

既存の直販所と異なり、国道から直接進入でき、立地条件が整った施設ができれば、現在の交通量が新たに増加しなくても、これまで通過してしまっていた車両に立ち寄っていただくことも、当然、これも期待できるわけでありまして、顧客の増加はできるというふうに判断をいたします。

次に、味わいの里三日月は、今後農村レストラン風に特化というふうに考えているかということでございますが、先ほど、金谷議員のご質問にもお答えしましたけれども、既存の施設、それぞれ今後の将来的な、今のままの経営でずっと、同じように維持ができるかというの難しい点があります。これから、佐用町だけではなくて、周辺にも、いろいろな施設が、まだまだ建設をされていく可能性は十分ございます。そういう中で、特色のある、消費者、利用者に魅力のある経営の形態にしていくことは、これは、こういう施設を計画するしないにかかわらず、それぞれの施設としても考えていかなければならないことではないかと思っております。

その中で、地産地消、地域で生産した農産物、また、都会の人が、やっぱり皆さん、魅力のある山菜、そういう季節の野菜ですね、そういうものを使った農村レストランと言われるような経営、こういうことも一つの特色のある施設の方向ではないかなというふうに考えております。

まあ、それがいいかどうか、今後、どのように決定するかは、これは皆さんとともに協議の中で、順次、研究をして結論を詰めていかなければならない課題だというふうに考えております。

次に、佐用高校との連携は。また、高校に構想やプランを明示しているのかということでございますが、現在、高校には、大まかな町が考えている構想の説明にとどまっておりますけれども、学校関係者の方々にご説明申し上げて、可能な範囲でのご協力をいただけるようご理解をいただいております。

この直売所が、すぐできる、できない等にかかわらず、現在、佐用高校では新しい果物、果樹の苗木などを生産していただく。そういうことも依頼して、その苗木等も高校農業科の中でつくっていただいているところであります。

ただ、佐用高校との連携の狙いというものにつきましては、これは、こうした直売所の運営に協力をしていただくということが目的ではなくて、やはり、これからの佐用高校のありよう、通学の、この校区も非常に広範囲に広く、来年からなります。こうした少子化の中で、佐用高校が、今後、今の定数を維持しながら、また、高校として存続をしていくためには、佐用高校を、やっぱり魅力ある学校にしていかなければならないだろうという思いを強く持っております。

その中で、佐用高校の、まず、スタート、前進であります長い歴史を持っております、この農業高校としての伝統、これを、やはり生かして、これからの農業を目指す学生が、佐用高校を目指して来てくれるような高校としての取り組みを、授業、内容にしていかなきゃいけないだろうと、そういうことを町と一緒に支援ができないかというのが、大きな目的でありまして、その点につきましても、佐用高校の校長先生等とも話をさせていただき

ながら、やはり、そういうことは、非常に佐用高校の将来を考えた時に、大切だ、重要だという認識はいただいております。

具体的に、今後、こうしたバイパス沿いの直売所の計画がまとまっていき、その事業、中の運営の仕方というものが固まって、だいたい提示ができていけば、どういう分野で、佐用高校がかかわっていただき、佐用高校の高校生、これが、そういうまた、実習なり農業技術の習得、そして、実際に農業後継者として、独立、自立していく。そういう支援につながる。どれだけ、この施設だけでできるか分かりませんが、当然、この施設だけで完結できるものではありませんけれども、そういうきっかけをつくれるようなものにしていくことも、一つの目的であります。

次に、ひまわり館、ふれあいの里上月、味わいの里三日月など既存の施設との一体的運営についての考えがあるかどうかということでもあります。当然、新たな直売所をつくる上で、経営上問題になるのは、当然、直売所の経営、これもランニングコスト、運営費がかかりますので、経営的にも採算のとれるということも大前提になります。

先般、町内の直売所の皆さん方とお話をさせていただいた時も、その責任者の中には、やはり今後の佐用町の現在の運営というのはなかなか厳しい。今後、つくる以上は経営も一本化できるような経営体制をとることが必要ではないかなというようなご意見もいただいております。

そういうことについても、経営についても、当然、どういう経営体制をつくり、この運営をしていくか。これも非常に計画の中の大きな要素なろうかというふうに思っております。

そういう意味で、現在、まだ、全く、そういう具体的な、今、廣利議員がおっしゃる全体の計画というものはできてはおりませんが、そういう考え方を、一つ一つまとめていくことで、計画構想をまとめていければと思いますし、そういう事業に取り組む以上は、当然、時間をいつまでも、そういう議論ではなくてね、できるだけ早く、実際に実施できるように、また、できなければできないとして、結論を出していかなくちゃいけない。

で、その後、じゃあ、どうするのかと。何もできないから、何もしなくて、そのままでもいいかということではないと思います。

じゃあ、どういうふうに、これを今後進めていくのか。こういうことも、当然、その中の検討の中の一つであろうかと思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、廣利君。

4番（廣利一志君） 全体計画、総合的な構想が、後先になったというか、というような答弁ですので、できる限り、この場で、また、その一旦でも明らかになればなというふうに思います。そういう質問をいくつかさせていただきたいなというふうに思っております。

先ほど、町長の答弁の中でありましたように、地元の住民の方の異論、反対はなかったということについては、私も確認をしましたけれども、要するにその全体構想がないから、賛成、反対のしようがないという意見が、割合と多かったです。

ですから、より明確に全体構想というのを早くに出すことで、皆さんの、それこそ、関係者の皆さんの不安というのが、除去されるのではないかなというふうに思っています。

で、まず、既存施設との共存ということなんですけれども、農産物直売所の現況について、可能な限り把握されている状況を、私は四つではないと思うんですけれども、経営と

しては順調なのかどうか。主力の生産者の方の年齢は、まだ、本当にバリバリ現役世代なのか。あるいは後継者の方がちゃんと育っているのかどうか。そんな点について、把握されている状況について、お教えいただければなというふうに思います。

議長（石黒永剛君） 町長答弁。

町長（庵途典章君） 私も経営状況、細部にわたっては分かりません。

廣利議員が、町内には、そういう施設なり事業所というのが、7カ所ぐらいあるんじゃないか。それは、農協も、JAのもありますし、また、個人で運営されているところも小さいのあります。

それから、集落で自分たちの楽しみみたいなのも含めて取り組んでおられるところもあります。

そういうところを入れればね、7カ所、8カ所ぐらいあるのかもしれない。

ただ、法人化をしたり組合にして経営をしているところというのは、各旧町1カ所ずつという形で、町が直接関与、直接的、間接的にも関与し、また、支援をし、施設なんかの整備も行っていき、どの施設においても相当の公費を投入して、運営を、これまで運営をしているというのが実態ではないかと思えます。

そこそこの施設によって、特色は、当然あります。こうして直売所と言っても、生鮮野菜、農産物を直接販売する。これ、ほとんどのところが委託販売ということで、生産者から委託を受けて販売をしているという形ですけれども、その部門については、統計的にふれあいの里上月あたりになると、だいたい年間2,000万円ぐらいです。

また、味わいの里三日月などは、そういうその生鮮野菜、受託販売だけを統計的にきっちと出せないんだということで報告は受けておりません。

ただ、そういう生鮮野菜だけではなくて、当然、加工を主体に行っている。これは、3施設、南光のひまわり館も含めて上月においては上月みそを中心にもち大豆。それから、三日月も、そうした三日月みそ。それから、南光のほうにつきましては、お餅とか、ひまわりを使ったひまわりとか、そういうものの販売、こういうところが大きなウエイトを占めてきております。

それと、飲食ですね。食堂として、そういう食堂部門を持っている。これ、上月の場合には、それはあまり大きなところはないんですけれども、簡単な食事ができるそこしかないんですけれども、三日月におきましては、味わいの里というネーミングのように、その部門が、かなり大きなウエイトを占めてます。

それによって、三日月でも年間の売り上げが1億円、全部合わせてね、1億1,600万円というのが25年度の決算でもらっておりますし、1億1,600万円ぐらいですね。上月でも1億円を若干超えた1億200万円という数字です。

道の駅ひらふく、また、そこにあります平成福の市として、そこのあたりは、ちょっと、道の駅は特に、そういう生鮮野菜とかそういうものは売ってない。物販と飲食で運営しておりますから、そこもまあ、何とか1億を超える売り上げ、平成福の市のほうでは、今、かなり販売量は減ってきているという状況です。

そういう意味で、そこそこ、何とか、決算上は黒字の運営を維持するというので、していただいて、できているんですけれども、それには、当然、その施設の設備の更新とか、そういう面で、町の助成なり、町が、そういう面を負担をするというような支援をしながら、やっぱり運営をしていただいております。

道の駅についても、バイパスが、鳥取道が開通した中で、交通量が減っておりますから、かなり売り上げも、当然、減りましたし、あそこは道の駅として国交省から道の駅の部分

の委託料というものをいただいておりますので、400万円余り、そういうものを入れて、何とか黒字で経営をしているという状況でございます。

後継者等につきましても、それぞれ聞くところによりますと、どこもかなりの高齢の方が頑張らせていただいているということで、先ほど、学校給食の問題の中で、最近、若い農業者が出てきて、2人ほど一生懸命取り組んでいただいているというのは、これはもう、かなりいっぺんに特異な、特別な例になりますけれども、ほとんどは、退職された後、農業、これまでもずっとやってこられた方が、60代、70代、また80代という方が、頑張らせていただいているというのが現実です。

ですから、皆さんに聞いても、10年後、このままで継続していくというのは、後継者の中で、なかなか、これを継続するというのは難しいだろうということは、それぞれが言われております。

以上です。後もし、私が、お答えが、まだできてない分については、また、担当課長のほうからも答弁させます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利君。

4番（廣利一志君） 私が調べました西播磨の各町外の西播磨各所にある農産物直売所ですけれども、現況を調べてみますと売り上げについては、ことごとく減っております。

それから、生産者、出荷者についても、減り続けております。

で、生産者、出荷者の主力は70歳代であります。

で、後継がいなくて、近い将来が不安だということを、一様におっしゃってました。

で、さらに、この阪神間という形で見ますと、我々が予想してないことが起き始めていると。生産者、出荷者の奪い合いということが、現実起きております。

先ほど、言いましたように、西播磨各地の直売所は、主力が70歳代と、後継がないと。どこの直売所も出品数が減っております。

で、阪神間の場合は、企業が出資する直売所が増えてきておまして、その中で、先ほど言いましたように、生産者、出荷者の奪い合いということが起きております。そんな状況は、少なからず町内の農産物直売所のところにも、先ほど言いました、その既存のところについても、売り上げについては、黒字というところもありますけれども、どこもやっぱり深刻な問題を抱えております。

で、先ほど言いました、生産者の奪い合いというようなことが起きる。そのことが少なからず、町内の直売所にも大きな影響を与えるのではないかなというふうに思うんですけれども、その点については、いかがでしょう。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 確かに、生産者の高齢化によって、その農産物、売る物がない。いい物、いい農産物においては、本当に持って来てほしい。持ってきていただければすぐに売ってしまうとか、だから、そういう奪い合いというのは、もう奪い合いと言いますか、十分な、生産が追い付かないというところも既に出てきていると思います。

町内の直売所に、私も時々ずっと、寄ってみますけれども、昼過ぎに行くと、ほしいものがなくなっているというような状況がよく見られます。

だから、そういう意味で、どうしても、今後、そういう70代、80代の方が、これから、

まだ 10 年頑張ってくださいという、そのいくら頑張ってくださいと言っても、誰も 1 年、1 年、年をとられていくわけですから、次の後継者、若い人が、やっぱりこう、農業に意欲を持って取り組んでいただけるような、そういう取り組みをしていかなきゃいけないということだと思います。

その中で、地元で、そういう直売所をつくって、そこで、そういう活動を支援していくのか、それは阪神間へ、その流通をとって持って行くのかと、それは一つの選択だと思いますけれども、佐用町においては、いろいろと先ほども、私もお話をさせていただいたように、その生産者だけの問題ではなくって、佐用町全体のあり方、まちづくりの中で、佐用町に来ていただけるような施策というのが必要ではないかということでの、こうした計画の発端でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、廣利君。

4 番（廣利一志君） 既存の顧客だけではなくって、新しい顧客を確保すると。そのことを目指すということをおっしゃっておられますけれども、何となく、まだ、どういう形で可能なのかなという形がですね、何かの資料、数字で、町内の直売所利用者が、何か 30 万人、延べですけども、何か見たような気がするんですけども、どこに、これは各直売所の方の皆さんにお話を聞いても、下徳久の方々に聞いても、それが数万増えるというようなことは、ちょっと、やっぱり皆さんが、そのあたりは、そんなことあり得ないという話なんですけれども、皆さんに、分かるような形でですね、何をもって可能なのかなというようなところが、もう一度、ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 数字的に調査をして、これだけ増えますということは、当然、私は、言う力は持っておりません。

ただ、ほかの町外にも全国各地、いろいろなこういう施設というのは、経営、運営、つくられて運営をされております。そういう施設の状況を見た時に、その決して規模が大きいだけではだめなんですけれども、そこに、きちっとした裏に生産者、また、本当に新鮮ないい作物が買える。そろっている。そういうところは、当然、お客というのは、いろんなところがあるわけで、どこへ行かれるかというのは、当然、車で、相当の、いわゆる商圈ですね、顧客の移動範囲というのは広がっていくことは、それは統計的になり、数字的に何も証明するというのではなくって、経験的に、これは言えるのではないかなと思っております。

ですから、それと、これまで町内の通過車両、こういう方も全ての方が、そこに止まっていただけわけでは、利用していただけるわけではありませんけれども、これまで利用していなかった人を開拓していくという、そこに、道の上に、そういう施設ができればですね、それは増やしていけるだろうという思いは持っています。それは、やはり経験上の中で、判断をせざるを得ないことではないかなと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 既存の施設との一体的な経営ということについて、もう少し詳しくお聞きをしていきたいなというふうに思うんですけども、ひまわり館、それから、ふれあいの里上月、味わいの里三日月ということで、3月の答弁の中では、味わいの里三日月については、唯一町長が農村レストラン的というふうな形で述べておられます。

一体的な経営というふうな形の中では、例えば、そのイメージするんですけども、例えば、ひまわり館については、ひまわり油をつくる。直売所については、新規の直売所とする。

ふれあいの里上月については、みそをつくる直売所が、新規の直売所です。

そんなイメージ、例えば、一体的経営という形の中では。

で、例えば、社長が一人いるという感じなんですか。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 現在の経営者の責任者の方から、そういう、いろいろと、将来できるとすれば、こういうふうにしたらいんじゃないかというようなご意見も含めて、聞かせていただいた中にも、経営的に、特に、こうした販売部門、これは、やはり一体、一つの佐用町としての拠点的な施設、一つの施設として規模拡大をしながら、魅力のあるものをつくっていくべきじゃないかと。

ただ、そのそれと同時に、これまで加工部門としてブランド化してきたりして、長年つくってきた、こういう加工品、特に、もち大豆みそ、上月みそ、三日月みそ、こういうところというのは、非常にこれは、今、新たに六次産業、サービス産業ということをおっしゃるけれども、このことは、もう長年にわたってやってきたことで、実際にそれだけの信用とブランド力を持って、今、相当広く、これは知れわたっておりますし、加工部門でも経営ができるようになっているわけです。

逆に言うたら、加工部門でもっているわけです。

ですから、その加工部門については、それぞれが、やっぱりこれまでと継承して、独立してやっていただくと。このことは、やっぱり私は、大事ではないかなと思っております。

で、これは今後の協議、皆さんの意見の中で、どうしたらいいかというの、何もかにも一つにしていくということでは、一つの佐用町としてのブランド力というのも逆に落ちていく場合がありますから、私は、それぞれの施設が長年培ってきた加工品、そういう加工部門についてを、一つの独立したものに、それぞれをしながら、販売をしていく部分について、一つの会社として運営していくのであれば、それを一体的にする。

特に、野菜なり農産物、生鮮野菜等については、これは相当計画的に、年間を通して供給できる、また、質のいいものをつくっていく、こういう取り組み、研究なり町としての支援も必要ですし、そういう施設も必要だというふうに思っております。

経営的に、会社を運営していくという運営と同時に、施設をそれぞれ、生産物、農産物を、うまく全体を確保して、また、加工品をいかにまた、売っていくか。こういう中で経営のあり方というのは、一緒に考えていきたいと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利議員、発言時間が5分を切ってますので、答弁も含めて。

4番（廣利一志君） 佐用高校との連携について、高校で実習農場がありますし、新しい施設へ通いながら体験農業、展示型農業に従事していくというのは、かなり無理があるのではないかなというところがあります。それを、まずお聞きしたいのと。

それから、町長の先ほどの答弁の中で、学区の編成がありますし、魅力ある学校と、特色ある学校という形で、佐用高校も取り組んでおられます。

平成18年4月1日から、農業科、畜産課、統合になりまして、農業科学科ということで、80名から40名に減っておりますけれども、先ほど言われた果樹についても取り組みをされているんですけども、なかなか成果が出ていないということをおっしゃってました。

ぶどう、メロン、桃等が試行されているということですけども、雪害で収穫できなかったり、高品質化ができていないということで、桃については検討中の段階ということなんです。

お茶、紅茶についても、実習田ではなくて、借りて、お手伝いしながら製品化している。紅茶については、検討の段階ということで、実際に、徳久の施設に通いながらするということが、それで高校に実習農業がありながらというのは、ちょっと、無理があるのではないかなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 私も、特にね、そういう施設、高校にも、そういう実習農場もあり、また、高校が、新しい農業に取り組む教育施設としての、やっぱりそれは温室なり、そういうものも整備していただき、新しい農業を、やっぱり学習、まず、基本的なことを高校で学べるという体制をつくらなきゃいけない。つくっていただきたいと思います。

ただ、私は、決して、だからその農業で、実習でこちら、新しいところで、できたらいいなんていうことを言っているのではなくって、そういう高校を、基本的な農業技術的というものを、また、農業に対する意欲を持った学生が、そういう実習しながら独立していくための第1ステップとして、また、こういう販売部門にも携わったり、いろんな形で、農業へ若い人たちが就労して、また、独立していく、自立していく、そういう支援、ステップが、その施設でできればいいなということを考えております。はい。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 答弁時間、2分です。

4番（廣利一志君） 最後に、関係者の不安を取り除くためにも、構想の全体像というのを明示、早くする必要があるのでかなと。

それから、ぜひ下徳久の住民の方々への説明会を再度行っていただきたいなと。

で、直売所の方々にも、不安除去のため、懇談と説明会、これは行っていただいておりますけれども、再度また、そういう機会を持っていただきたいなというふうに思います。

で、その上で、体験型農業、展示型農業の新しい拠点としての直売所を正式プレス発表というふうな形はお考えはないでしょうか。

議長（石黒永剛君） 手短にお願いします。

町長（庵途典章君） その段階になれば考えますけれども、まだ、正式にね、プレス発表をするというところまでは、その全体の構想が、そこまで煮詰まっていないということではないかと思えます。

議長（石黒永剛君） もう、答弁時間ありませんけど。

4番（廣利一志君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（石黒永剛君） これで廣利一志君の発言は終わりました。
お諮りします。あと3名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、これで本日の日程は終了いたします。
次の本会議は、明日、6月18日、午前10時より再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。御苦勞様でした。

午後04時20分 散会